

令和6年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和6年6月13日(木)

東洋町議会

余 白

令和6年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和6年6月13日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)	議長	福島 登	君	副議長	西岡 尚宏	君
	1番	大坪 千倫	君	2番	廣田 斎史	君
	3番	安岡 良仁	君	4番	高畠 俊彦	君
	5番	武山 裕一	君	6番	今宮 裕明	君
	7番	田島 毅三夫	君			

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁	君
副町長	伊吹 真貴博	君
教育長	蛭子 浩久	君
会計管理者	近藤 真人	君
総務課長	築地 仲音	君
税務課長	北川 晃彦	君
産業建設課長	大坪 靖幸	君
教育次長	田岡 いずみ	君
住民課長	生松 克祐	君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作	君
総務課長補佐	足達 善亮	君
税務課長補佐	堀川 歩	君
産業建設課長補佐	生田 憲一	君
住民課長補佐	田岡 伊織	君
住民課長補佐	奥村 忍	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

令和6年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和6年6月13日(木) 午前9時開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| [日程第1] | 承認第2号 | 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第2] | 承認第3号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第3] | 承認第4号 | 専決処分事項「令和5年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて |
| [日程第4] | 承認第5号 | 専決処分事項「令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第5] | 議案第52号 | 東洋町特別会計条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第53号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第54号 | 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第55号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて |

- [日程第9] 議案第56号 令和6年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第57号 令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第58号 令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第12] 議員派遣について
- [日程第13] 閉会中の継続審査・調査の申し出
 (1)総務教育民生常任委員会
 (2)産業建設常任委員会
 (3)議会運営委員会
- [日程第14] 一般質問

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) みなさん、おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 6 年第 2 回東洋町議会定例会を開会いたします。 (再開時間： 9 時 0 0 分) 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決条例 2 件、専決補正予算 2 件、条例 4 件、補正予算 3 件、議員派遣 2 件、閉会中の継続審査、調査の申し出 1 件、の計 14 件、それと一般質問であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 本定例会で付託を受けた 1 件の意見書の取り扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書は、不採択との報告であります。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 日程に入ります。日程第 1、承認第 2 号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。 質疑、討論については、本会議で提出された、すべての議案に対し、1 人 3 0 分以内、答弁時間も 3 0 分以内とし、一問一
-----------	--

答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないこととなっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、従わない場合は、発言を禁止します。それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上挙手願います。反問も制限時間に含まれます。これらのほか法令、規則、条例に抵触することがないように発言には、十分に気をつけてください。

日程第1、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手 全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(なしとの声あり)

(議員自席より、えっと、との声あり)

出てないですね。

(議員自席より、このぶんかなあ。との声あり)

いいえ違います。はい、よろしいですか。よろしいですか。

もう一度質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、承認第4号、専決処分事項、令和5年度東洋町一般会計補正予算、専決第3号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたので、これを認めます。

それとつけ加えております。

質疑については再問ができます。

再問は執行部の答弁に対して行うもので、議題に関連してという理由での再問は許可をいたしません。

7番、田島毅三夫君質疑を始めてください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは令和 5 年、一般会計補正予算専決第 3 号への田島質疑です。よろしくお願いします。 1 番、包括支援センター電話工事請負費 2 8 万 9 千円の専決の必要性を聞くということでお聞きしたいと思います。昨年度分は 5 月に臨時会をとって専決しましたが、なぜ今回は臨時会もとらずに専決に必要なものまで専決したのか。こういうことは今後常態化したら大変であり説明を求めたいと思います。これはいけますね。
議長	(福島 登 議長) はい。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 開会日に町長から提案理由説明がありましたとおり、今議案につきましては、緊急を要しましたので地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 3 1 日に専決処分し、同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。ほとんどの予算につきましては、事業実績の確定によるものでございます。専決処分をした場合は、次の会議においてこれを議会に報告しその承認を求めなければなりませんので、本議会において承認を求めるものでございます。 この教育委員会、地域包括支援センター電話機等移設工事費 2 8 万 9 千円につきましては、来客用の相談室を事務室手前の入口付近に設置し、住民の方の利便性を優先するために、配線の配置を変更する必要がありましたので予算不足が生じるこ

	となりました。緊急を要しましたので、不足分の２８万９千円を専決処分させていただきました。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) 緊急を要したと言われましたね。緊急はいろいろあるんで、いっぱいあるのに、こういうことについての緊急というのは納得できない。２つ目の質疑に入ります。 ふるさとづくり基金積立て４００万円の専決の必要性を聞くということでお聞きします。なぜ臨時会もとらずに専決したのか、これは緊急ではないと思いますが。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 先ほどの質疑への答弁と同様になりますが、専決処分をした場合は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければなりません。 ふるさとづくり基金積立金、４００万円につきましても、令和５年度ふるさと納税等の寄附金の実績が確定したことにより専決処分をさせていただいており、本議会において承認を求めるものでございます。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 確定したから、何もこの専決までする必要ないと、6 月議会で十分である、もしどうしてもということであれば臨時議会をとったらいいんですよ。そういうことを固く厳しく言うておきます。それでは 3 つ目に、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、認識がおかしいと思いますよ。 専決したらそのあとの議会、臨時議会で上げるということを今説明したのに認識されてますそこ、その辺り。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう先決せずに、緊急に臨時会をとってやるようにしてくださいということをお願いしようわけです。 3 つ目の質疑に入ります。 地域おこし協力隊マネジメント委託料 4 8 0 万円減の件についてお聞きしたいと思います。 令和 5 年度予算 1, 9 2 0 万円から 4 8 0 万も減額されましたが、なぜこれほどの不用額が出たのかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。

産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 地域おこし協力隊マネジメント委託料４８０万円の減額につきましては、地域おこし協力隊の募集をいたしましたが、応募がございませんでしたので、隊員１名分を不用額として減額をさせていただいております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) 住民を募集してこなかったとなればこれは致し方ないこともあると思います。 それでは２つ目の質問、質疑です。②です。 一方地域おこし協力隊募集事務委託料として１００万円が計上されておりますね。しかし、これは全く消費されていません。こういうことがちょっと私は理解ができないんです。どのような理由でどのような計画を立てて予算を組んだのか、それは全く手をつけられていないということに不信を持っております。いいかげんな見積りではないのか、理由を聞きたいと思っています。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。

	令和５年度の当初予算編成時におきまして、観光に携わる地域おこし協力隊の募集事務を外部に委託する予定でありましたが、６月に採用することができましたので、地域おこし協力隊募集事務委託料１００万円、全額を不用額として減額をさせていただきます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) ４つ目の質疑になります。 東洋町特定地域づくり組合補助金１００万円の減額の件についてお聞きしたいと思います。令和５年度はこれで補助金は総額幾らになったのでしょうか。１点お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 令和５年度の補助金の実績額は７，７１７千円となる見込みでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 次の質問②です。 まあ、あのう、どう言いますか。令和5年にうちが、そちらへ開示請求したときに、一応、一覧表のようなものを頂きました収支の。その中には載っていましたが、ただこの金額を何々にこういうもの何ぼ使ったというこういう形の報告でした。 そこでお聞きしますが、その領収記録は氏名は黒塗りでもいいが公開されるのか。お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 組合の所有する領収記録等につきましては、町の方で公開することはございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。そうすると、以前にも見ましたねN P Oのときもそうでした。 同じように金額だけ事業名と金額だけ並べて、報告があったんですが、 それを本当に使われたかどうかのやった領収に印のない、領収があがってきたもんでね、領収書じゃないですか、そういう報

	告があったもので、これがやはり公金、住民さんの公金血税を使ってやる事業としては、やはり出した分だけの分だけでも最終、判押したこの受け取りましたという判押したものをね、出さなければ、その個人情報とかいうものは消してもらって結構です。しかし、住民さんにかちっと説明するためには、私はそういう、ただ書いただけのもんではなくて、提案表のようなものではなくて判押したものを欲しいと思いますがもう一度答弁をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えします。 領収書とか、後、支払いのそういった記録ですよ。そういったものは組合のほうに特定地域づくりバツグン協同組合のほうへ、問合せをしていただくのが本来の姿かなと思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは組合のほうへ行ってきましたが、もめたら仲介に入ってくださいよ。お願いします。 5 番目です。地方創生移住支援事業補助金 5 4 0 万削減の件についてお聞きしたいと思います。5 年度予算には 6 0 0 万円

	が計上されているのに、60万円しか支出されていませんでした。計画に問題があったのか、それらのなぜ即変更しなかったのか、また60万人は何に支出したのか、説明を求めたいと思います。予算がそっちへの議会質疑を嫌がり専決にしたのではないのかという、感ぐっております。どうか説明をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 地方創生移住支援事業補助金は高知県の補助金を活用しまして実施する事業であります。補助内容は東京圏から、Uターン、Iターン者を対象に補助要件に該当すれば支援制度する仕組みとなっております、要件に該当する場合には、単身で1人あたり60万円、世帯になりますと100万円、更に、18歳未満の子ども1人につき100万円が加算される支援となっております。本町では令和3年度から本事業を実施してきておりますが、令和5年度で初めて該当者が出ましたので、単身の方に600千円を補助しております。残りの5,400千円は不用額として減額をさせていただきました。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問させてもらいます。

	今1人分ということで10人分計上した上で1人分がそういう方が来られたので支払う、ちょっとその内容について教えてください。 この60万というのは来られた方にどのような、どうでも使ってくださいということでしょうか。それとも、家を借るものとか、生活費だとか何かそういう、名目で貸すんでしょうか。途中でもし、帰ったりとしたときなどはどうするんでしょうか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 この事業につきましては、移住を促進をするということ、移住を促進するという目的で支援補助金が整備されております。 また、こちらに移住されてきた方全員がですね、対象になるということです。単身世帯であれば60万円と、複数人の世帯で移住してくる転入してくる場合は100万円。それに加えて、子供さん、小さいお子さんがおる場合はさらに100万円が支援される仕組みとなっております。 例えば転入してきてすぐまた転出した場合補助金、返還に当たるかどうかですけれども、すいませんちょっと今その答えを持ち合わせておりませんので、またちょっと勉強させていただいて返事ご報告させていただきたいと思います。 (田島議員自席より、自席からすみません、との声あり)

議長	(福島 登 議長) 自席からは駄目ですよ。次まだ残ってます1回。自席からは駄目です。7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) それは、途中から帰ったとか、返還をしたとかいう実績はあるんですか、ないんですか、
議長	(福島 登 議長) 再問ですか、
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問。
議長	(福島 登 議長) はい、再問。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 先ほども答弁いたしましたように、5年度で初めてこちらの該当者が出ました。今のところ転出をされてはおりません。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ……手挙げよるんに。
議長	(福島 登 議長) 手挙げてから当てますので、まず手を挙げてください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、了解。6 つ目の質疑に入ります。 空き家道具処分費等、引っ越し荷物を補助金か、これは各 50 万円ずつ出ておりますね。この 2 事業費も当初予算には 50 万円全額含まれながら全く消費されていませんでしたね。 こうしたいいかげんな事業計画に対して、内部の意見や非難もないのでしょうか。また、これはどのように公開されているんでしょうかね、その住民さんに対して、そここのところをあわせてお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 公開は次の質問でね、 公開は置いときますか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もう、ほんなら、一緒に一緒にやって。
議長	(福島 登 議長) もう質問の 1、2 でやってくださいどうぞ。 公開はもう次の質問でやります。

産業建設課長	この議題どうりで、質問どおりで。１番だけで、そのように。 大坪産業建設課長。 （大坪 靖幸 産業建設課長） 田島議員の質疑にお答えします。 本事業は東洋町内に空き家を所有している方が、空き家バンクに登録し、その後移住者に住宅を貸すことを要件に家財等の処分に要する費用を１件あたり、１００千円を限度に補助するものであります。当初予算で５件分、補正予算で７件分、合計１２件分、１，２００千円の予算措置をさせていただいたところですが、本年度の補助金実績は５件でありまして、また予算の一部を翌年度に２件分繰越をさせていただいております。今回不用となった５件分、５００千円を減額させていただいております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ７番、田島毅三夫君。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） 再問になります。あのうこの事業はですね、どんな言うたらええんかな。ややこしなるなあ。
議長	（福島 登 議長） 再問はもう答弁に対する再問でよろしく申し上げます。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） そうですね。

議長	(福島 登 議長) はい。そういうことです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よし、これは、ほんなら、ちょっと、除けます。
議長	(福島 登 議長) はい、ほなら 2 つ目、どうぞ。そのまま 2 つ目どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 7 番目やね、7 番目の質問、質疑さいてもらいます。かまいませんか。
議長	(福島 登 議長) はい、どうぞ。6 の 2 番は。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 6 の 2。
議長	(福島 登 議長) 公開のところは。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それか。②です。地域おこし協力隊募集事務委託料 1 0 0 万円がまったく、

議長	(福島 登 議長) いや違いますよ。6の2です。田島さん。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 6の2、ああ、もう、みてみこれ、
議長	(福島 登 議長) 6の2公開の部分
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ごめんなさい、間違うてました。 もう、終わったやつは除けちょらんといかんね。こっちへね。 6の2いきます。この補助の対象は地域おこし協力隊に限るものか。一般住民さんにも対象するのか。するならなぜ公開して利用を進めないのか、このことをお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 引越時荷物運搬支援補助金の内容につきましては、県外から東洋町に移住してくる方への引越しの補助金でありまして、事業者や運搬業者に依頼して荷物の運搬に要する経費を対象に、単身者では5万円、2人以上の世帯に10万円を補助するものとなっております。 今回移住された方の中には活用者がいなかったもので、不用額

	として減額をしております。また、移住用のパンフレットなどを活用しまして補助金制度を周知しているところであります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうも混乱してすみませんでした。うちは引越しのことも考えよってそれと混乱してました。引越しというか、ごめんなさい、家壊すときのね、そういう費用と勘違いしてたもんでごめんなさい、申し訳ありません。 それでは7 番目、質疑に入ります。 看護師等養成奨学金貸付金 2 4 9 万 6 千円の全額削除の件についてお聞きしたいと思います。 これは確かに来なかったということやけどね、応募者がね、それは分かるんですけども、この事業の募集要件が地元住民対象か、全国への発信か。貸付け金返還はないのか全部、
議長	(福島 登 議長) ちょっと待って下さいよ。貸付金返還は、2 つ目の質問ですね、二つ目の質問になってます。通告どおりやっただければと思いますが、返還は7 の 2 になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら7 の 2 を書かな、ごめんなさい。……。

議長	(福島 登 議長) どうするんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もしよろしければ分けますけれども、できればあんまり、
議長	(福島 登 議長) こちらは、分けてきてますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) うちの方は、よう、ごめんなさい、よう書いちょらなんだ、ごめんなさい、
議長	(福島 登 議長) 分けてやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 局長から言われちゃったにね、ごめんなさい。
議長	(福島 登 議長) 分けてやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) もしできたら、いっしょでかまだったら答弁できたらしてもらいたいが、できだったら2つに分けます。
議長	(福島 登 議長)

	一問一答なのでね、それで分けたということになりますよ。 田島さん。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら、
議長	(福島 登 議長) そやから住民対象か、まず全国発信か。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よっしゃ、了解。ほんならここで、1 問目お願いします。 ややこしわ、言よるわ、聞いたら。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 対象者は、看護師の学校等に在学している者で、看護師の業務に従事しようとするもので、かつ本人若しくはその親、配偶者などが1年以上本町に住所を有していたもの、そして、将来、海部郡、安芸郡市内において、看護師の業務に従事する意思があるものとなっております。全国発信ってということではございませんが、要件を満たせば現在町外に住んでいる方、東洋町に住んでいる方で、現在町外に住んでいる方も対象とはなります。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ごめんなさい、ちょっともう1つちょっと教えてください。 これは、例えば1年おってまだ2年おって、それからその隣町徳島県の病院が出ましたね。 徳島病院の方に通勤はかまんのですね、その向こう行ったらもういかんですね、東洋町を離れたらもういかんということですね。その確認だけ1つお聞きしたいので。
議長	(福島 登 議長) 再問で。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問で。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。 安芸郡海部郡のうちが指定する医療機関等に勤めておる場合、勤めようとする場合はですね、失禮とかごめん、ごめんなさい、町外に住所を移してても構いませんが、その従事する期間がですね、奨学金を貸付けた期間の2倍に相当する期間に達したときに全額免除ということにしております。以上でござい

	ます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう公的なそういう条件でも集まらなかったということですね。 それでは2つ目の質疑に入ります。 貸付金返還は全額か。二度と空振りのないように理由説明、これは今の、もうあれでいいです。今の答弁で。 ほんで、続けて8番目に入って構いませんか。
議長	(福島 登 議長) 7 番、そしたら7番削除でいいんですか。 やらないと言う事は削除でいいんですか。削除ですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。
議長	(福島 登 議長) 7の2は、削除ということです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 8つ目です。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	はい、どうぞ。 (田島 毅三夫 議員) これで終わります。どうもすみませんでした。 不妊治療費等助成事業 5 万 8 千 9 百円の不用決算についてということでお聞きしたいと思います。 令和 5 年度当初予算には 5 万 2 千 8 百円が計上され、途中減額補正があったのか、決算額が違っております。その理由をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。 これはですね、5 万 2 千 8 百円当初計上しましたが、途中で増額の補正をしております。見込があるということで、その代わり実際には見込みより件数があまりなかったということでございます。 (議員自席より、見込額……。)
議長	(福島 登 議長) 自席から田島さん発言、質問は駄目ですよ。再問はまだあるんでね、それを活用してやってください。7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	今までの議長の中で一番厳しい。 (福島 登 議長) 厳しいということはないですよ。もう、そのとおり。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 続いて質疑さいてもらいます。②です。過去からこの事業に相談は何人くらいあったのか。受診者はいたか、この額で最先端治療は受けられるのか。上記問題等なぜ専決にしたか、理由をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。 相談人数というのは把握しておりませんが、この助成を受けた人数はですね、過去では8名でございます。 ですんで、相談人数はそれをちょっと上回ってる部分だと、人数だと思います。 次に最先端医療につきましては最新医療の保険適用になっている場合は助成は受けられます。 また、専決ということでございましたが1番で申し上げたとおり、助成件数の見込みより少なかったためでございます。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	7 番、田島毅三夫君。 (田島 毅三夫 議員) 再問です、質疑に入れてなくてすみません。 この 8 人に受けられたといいましたね、このうち、こんな言い方悪いけれども、成功と言うたらいかんかどんなんかな、結果が出た人は何人ぐらいいますか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。 すいません、そこまで調べておりませんが、申し訳ございません。また、はい、報告いたします。
議長	(田島議員自席より、以上です。との声あり) (福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 続いて、3 番、安岡良仁君の質疑を許します。 安岡良仁君、質疑を始めてください。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) おはようございます。 はい、この専決 4 号の専決処分事項、一般会計補正予算専決 3 号の承認を求めることについて、質問をさせていただくんで

	すけれども、先ほど同僚議員が、結構質問ダブった部分もありますので、ちょっと削った部分でちょっと質問をさせていただきます。まず1点目です。 予算書の23ページから25ページ、総務費一般管理費、企画費、1節の報酬から、17節の備品購入費まで、地域おこし協力隊1302万円の予算の減額をしております。開会日の予算説明で、1302万円もの予算を減額するのに、減額理由の説明等がございませんでした。この地域おこし協力隊、先ほど同僚議員が質問した中で、1名分の減額ということでお聞きをしたんですけれども、それ委託料の480万以外に、幾らかの減額もあります。ちょっと、詳細について分かればご説明をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、通告どおりやっていたかかないとね。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 通告どおり言いよる。
議長	(福島 登 議長) ほやけど400
3 番議員	(安岡 良仁 議員) それは、田島さんが言うた。
議長	(福島 登 議長) 1302万円の減額理由でよろしいんですね。

産業建設課長	大坪産業建設課長。このとおりやってもうたら。 (大坪 靖幸 産業建設課長) 安岡議員のご質問にお答えします。 地域おこし協力隊の減額１３０２万円ですけども、例えば１節の報酬の部分では、地域おこし協力隊１名分の報酬を減額しております。 それに伴いまして活動経費も減額をしているところです。 それとページがですね、２４ページの１２節委託料、になりますが、地域おこし協力隊マネジメント委託料、こちらの経費も、地域おこし協力隊の活動経費ということで、ここで２名分の地域おこし協力隊の活動経費を減額させていただいております。 それと、１２節委託料、地域おこし協力隊募集事務委託料につきましては、田島議員にも答弁いたしました。観光に携わる、地域おこし協力隊の募集事務を外部に委託する予定でありましたが、６月に採用することができましたので、こちらも不用額として減額をさせていただいております。 以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) 詳細についてご説明を頂きました。 この予算説明の中でですね、１３０２万円もの予算を減額するんだったらやっぱりある一定、当初で説明を頂きたいと思いま

	すので、またよろしくお願いします。 次にP 2 4 ページの総務費、総務管理費、企画費。 1 3 委託料の5 5 8 万 8 千円、内訳としまして、光ケーブル支障移転業務委託料で3 5 6 万 1 千円。 光ケーブル加入世帯新設業務委託料で2 0 2 万 7 千円。 今回追加の補正が、計上されております。 まず、この光ケーブル関連業務の委託料の内容についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 支障移転業務委託料につきましては、光ケーブルを共架している電柱の移設に伴う経費でございます。 加入世帯新設業務委託料につきましては、新規の申込みがあった場合、光ケーブルの引込み工事及び設定作業にかかる経費でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 委託業務二つの委託業務については、当初予算で計上されておりました、今回追加で2 つの委託料で5 5 8 万 8 千円追加をされたわけなんですけれども、この5 5 8 万 8 千円追加された

	予算とですね、委託契約年月日、また完成見込みについてお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) それ、あれやね、それ3番にあるやつやね。通告どおりやっていたかかないと。執行部も準備をしようんでね。2番に移ったらいいんじゃないですか。
3番議員	(安岡 良仁 議員) ほんなら、ちょっとすいません。当初予算と合わせて、委託料の予算額は幾らになるのでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 2番ですね。
3番議員	(安岡 良仁 議員) はい、失礼しました。
議長	(福島 登 議長) はい。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 支障移転業務委託料につきましては、当初予算で305万3千円を、今回事業費確定により、専決第3号で356万1千円を計上しており、予算合計額は661万4千円でございます。 加入世帯新設業務委託料につきましては、当初予算で305

	万3千円を、事業費確定により今回の専決3号で202万7千円を計上しており、予算の合計額は508万円でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 今、答弁を頂きました。 光ケーブルの支障移転業務委託料で、トータルで661万4千円、加入世帯新設業務委託料で、トータルで508万円、トータルで合計で1169万4千円ということでお伺いをいたしました。 それでちょっと3番のほうに移らせていただきます。今回55万8千円、追加補正をされておりますが、この補正追加補正された業務委託の契約年月日、またその追加分の完成見込みについてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 支障移転業務、加入世帯新設業務ともに、契約年月日は令和5年4月1日でございます。完成年月日につきましては令和6年3月29日でございます。以上でございます。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。当初、予算計上された委託業務については、4 月の 1 日に契約して、3 月 22 日に、事業が終わったということです。 今回、これ 3 月 31 日に専決処分をしてますので、予算を確保されたのは 3 月 31 日以降、この 558 万 8 千円は、執行できるわけです。ということは、この 558 万の契約変更年月日っていうのはどういう、いつになるんでしょうか。当初の予算の部分は、4 月の 1 日から 3 月 20 日で 3 月 30 日に専決されて予算を確保された 3 月 31 日の予算はいつ契約されたか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。答弁、どうしますか。分かる方でいいんですよ。休憩しますか。 休憩します。もうここで休憩します。再開は 10 時です。 休憩前に引き続き会議を開きます。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 先ほど完成年月日を令和 6 年 3 月 29 日と答弁をさせていただきましたが、契約につきましては、工期、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日となっておりますので、令和 7 年 3

総務課長	月 3 1 日でございますので、 (執行部自席より、7 年、6 年……。との声あり) (築地 仲音 総務課長) すいません、これ新年度のやつでした。すいません。 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日でございますので、訂正のほうさせていただきます。失礼いたしました。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 最後の質問なんですけれども、P 2 5 の地方創生移住支援事業補助金、これ同僚議員がもう質問しましたので、もう削除させていただきます。
議長	(福島 登 議長) はい。削除。 安岡良仁君の 3 番目の質疑については削除をいたします。 3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第4号、専決処分事項、令和5年度東洋町一般会計補正予算、専決第3号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、承認第5号、専決処分事項、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第 5 号、専決処分事項、令和 5 年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第 1 号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 5 2 号、東洋町特別会計条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありますか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありますか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 5 2 号、東洋町特別会計条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 53 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 53 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 5 4 号、地方自治法第 2 0 3 条の 2 の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 5 4 号、地方自治法第 2 0 3 条の 2 の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 5 5 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第55号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第56号、令和6年度東洋町一般会計補正予算（第1号）を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が3件ありましたので、これを認めます。

また、再問は執行部の答弁に対するもので、議題に関連してという理由では再問は許可いたしません。

7番、田島毅三夫君、質疑を始めてください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、令和 6 年 6 月議会一般会計補正予算 1 号への質疑でございます。 1 番目、ごみ処理手数料 3 万円についてということでお聞きしたいと思います。 保育園のごみ処理費用について、これはごみ収集ステーション処分ができないための処理費用か、今までも必要なら、なぜ今回当初予算に計上しなかったのかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の質疑にお答えします。 現在、保育園で使用したオムツは、保護者が持ち帰って処分をしております。町といたしましては、保育園で一括に使用済みのオムツを収集し、処分することで、保護者の負担軽減を図っていきたいと考えております。保育園が出すゴミは、事業系ゴミとなるため、今回予算計上をしております。以上です。
議長	(福島 登 議長) なぜ当初予算には、忘れてない。 なぜ当初予算に、計上したかっていう、しなかったか。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 当初予算後に、一応、この話が出てきましたので、今回補正させていただきました。

	(田島議員自席より、よく分かりました。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは2つ目の質疑、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、2つ目に行く前に2つ目の中の文字のことなんです すが、2行目に募集とありますがこれは相談でいいんですよ ね。募集となれば話が違ってくるので、ここをちょっと訂正を していただきたいと思いますが、2行目のどこへどのように2 0社の募集を委託するのか、これは相談でいいんですよ。 そこを確認しとかんと、質問が違ってくる。 相談業務を委託する。募集を委託するんじゃないですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 皆さん賛成意見、私に。どうだろう、どなたか。
	(議員自席より、どちらでもかまんのちがうん。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 募集を委託するんじゃないでしょ、相談を委託するんでは よ。

	(議員自席より、募集する人の相談やろ、との声あり)
議長	(福島 登 議長) ここの2行目は、どこへどのように移住者の募集を委託するのかになとうでしょ。ちょっと待ってください。ちょっと待って下さい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これ切っというて、時間もったいない。もう時間もったいない。言えは言う、あんた言うとおりにわしやってきたやないか。
議長	(福島 登 議長) いや、やってきたというか、これ、募集を委託するんじゃないに相談を委託するかということでしょ。いやその認識でやってくださいということなんです。かませんか。はい、やってください。その認識でやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 移住者の募集なんというたか、なまえ、何言うたかな。相談。
議長	(福島 登 議長) 移住相談の委託業務をいった業務委託ですね。移住者を募集するように委託するんじゃないんです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 一言言わせてください。私はこれを通告したとき、あなたに何度も修繕させられました。その時これもどういて、やってく

議長	れなかったんですか。 (福島 登 議長) 私も、ずっと読む中で、これが移住募集か相談では、質問の趣旨が変わってくるので、十分読む中で確認ができたので、今、田島さんに相談確認しとんです。これはあくまでも、議題はですね、移住相談業務の委託ということになりますので、 (議員自席より、議長、それを一旦認めちょうんやきに、田島さんそのつもりできちょうんやきに今ここで言うたって、それはなかなか、認めた以上はやらしちゃらなあ、いかんの違いますか。との声あり)
議長	(福島 登 議長) それだったら趣旨が、質問の趣旨が議題の趣旨が変わってきます。そしたら、分かりました。用意したもんでやっていただいて、趣旨が変わるようでしたら、また話をします。議員から指摘があるように、一度やっていただきます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 了解。2つ目の質疑です。 移住相談業務委託料90万2千円についてお聞きしたいと思います。 若者の移住を求めた移住相談と聞きますが、ネットや、既にあちこち委託した上、どこへどのような移住者の募集を委託するのか。若者及びどのような仕事をしてもらうのか、お聞きしたいと思います。

議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 移住相談委託につきましては、昨年度より特定地域づくり事業バツゲン協同組合に業務委託を行っているところでございます。今回の補正予算につきましては、移住スカウトサービスサイト、スマウトの有料プランを活用していただき、より一層の移住者確保を目指していくことというものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。今言われた中に、ちょっと聞き取りにくかったんですが、組合という名前出ましたね。組合にお願いしたということですか。そういうことであればそれはその組合の募集といえますか、人員さんの結局募集相談というか、請負で相談をするということでしょうか。再確認です。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長)

	田島議員の再問にお答えいたします。 特定地域づくり事業バツグン協同組合のほうに移住相談の委託をしております。その中で移住相談の窓口となっていたいておりますので、必要な費用業務委託を今回新たに補正予算をさせていただいております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 特定組合、そういう事業組合ですね、そういうところに自分くの職員さんと呼ぶための、そういう募集といいますか、相談を受けるのに、町から100万円おりたという、こういうようにとっていいんでしょうか。90万円ですね。90万はいった、
議長	(福島 登 議長) すみません。次の質問に移っちゃうんですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや違います。今、再問です。普通、ほら、ふるさと応援隊のようなね、ああいう形のものであればなにやけども、こういう個人の任意の団体に対してそれを、町からそういうところまで支援していくのかなという疑問があったものでお聞きしておるんです。あわせてお願いします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですね。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうです。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 この委託につきましては、移住を検討されている方、全てを対象に相談窓口となっていておりますので地域おこし協力隊であったり、バツグン協同組合の職員になる場合も想定をしております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ひとつ再々やね。今度はね。
議長	(福島 登 議長) もう、3 回終わりました。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) え、終わったか。
議長	(福島 登 議長)

	はい、終わりました。2つ目に移ってください。2つ目ちゃうわ。3つ目か、3つ目に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々やって、再々問2つ目か、今、今度3つ目か。
議長	(福島 登 議長) 3つ目やりました。3つ目に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) やあ。残念、直接また聞きに行きます。3つ目の質疑に入ります。 東洋町活性化プラン支援事業補助金が100万円も出ていますが、それをお聞きしたいと思います。 地域プランの作成への補助か、それとも既に起業したものへの補助か、どこへどのような補助を行うのか内容をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 今回の予算計上につきましては、補助金要綱に規定しております地域づくり支援事業に該当する相談や要望等を2団体から頂いているところでございます。この地域づくり支援事業につきましては、町民等が地域の課題解決に向けて、地域とともに

	に自主的かつ主体的に取り組むハード、ソフト事業に取り組むこと、に補助するものでありまして、予算額１００万円を計上させていただいております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 今、2つの事業から申請があったところ聞きました。 その2つの事業名を教えてください。それから、この地域の住民さんに対する募集といいますか、応募というような形で今うちは受け止めたんですけども、そういうことは、やはりネットでどうやこうやということじゃないんですね、地域住民さんからということであれば、直接あたったり、人に紹介を受けたりというような形の相談なるでしょうかね、その内容を、
議長	（福島 登 議長） 質問2点。はい。執行部いけますか。 大坪産業建設課長。
産業建設課長	（大坪 靖幸 産業建設課長） 田島議員の再問にお答えいたします。 今回、町のほうから募集ということはしておりませんが、川口地区と白浜地区のほうから、補助金の活用について相談がございました。以上でございます。
議長	（福島 登 議長）

	7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問したか。
議長	(福島 登 議長) もう 1 回だけいける。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そうになったら、具体的なこの事業というかどういうもので修正があって、ほんでこの補助金が 1 0 0 万違う、ごめんなさい、1 0 0 万円か、この補助金 5 0 万円ずつでしょうか、そういうものを、どういうものを頼まれたのか内容ぜひお聞かせ願いたい。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の再問にお答えいたします。 活動の中身につきましてはまだ要望、相談の段階でございますのでこれからですね、詳しい事業計画等が役場のほうに提出されるということになっております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 全く聞いていないですか。これもう再問できませんけども、これまた後でその答弁もらいに行きます。 4 番目の質疑に入ります。 町特定地域づくり組合への補助金 3 4 6 万円の内容を聞くということで、1 点お聞きしたいと思います。2 点か。 この補助金は組合バツグンへの補助金と聞いておりますが、本件補助で計 1, 2 0 0 万円の補助になると聞いております。 合計、現在組合員は何人で何人の支援が確保され、どのような地域づくりに貢献しているのか。今までの実績も含めて、こういう事業を始めてから以後の実績も含めて答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 6 月 1 3 日現在の組合員数は 2 8 事業者となっており派遣職員は 3 名となっております。なお東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合は、令和 4 年 4 月より派遣事業を開始しております。これまで 8 名の職員を町外より雇用しております。 また既に退職した 5 名の職員のうち 4 名は現在も町内にて居住されており、人口が急減しております本町において、地域外からの担い手確保という面で効果を発揮していると考えております。また、これまで組合から宿泊業、飲食店、農業、水産業、製造業など様々な業種に職員を派遣しております。町内

	事業者の人手不足解消という点においても一定の成果があるものと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今、説明を受けました。28 人組合員さんがおると。それから 4 月より現在 8 人というのは今までの合計ですね。現在おられるのが 4 人ですか、3 人。後の残りとか何ほか要る必要か分からんが、どれぐらいを目的にしちょうのかちょっと聞きませんでした。何人募集を、何人ほの派遣員をつくるかというね、ほの目的は分からないきに言えんけど、何とも言えんけども、3 人おられる方を増やそうとしよるわけですね。この 346 万円というのは、その組合へこれが補助されて、組合はそれを使って、新たな研修生を、
議長	(福島 登 議長) それはもう②に移とんですか。
産業建設課長	(田島 毅三夫 議員) ほんまに混乱するね。
議長	(福島 登 議長) 混乱しとう、②ですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	よし、②にいきます。 (福島 登 議長) そんなら、言うときます。②の２行目については議題外と確認しておりますので、議長権限で削除をいたしております。 どうぞ、②１行目始めてください。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら、言わなんたらよかった。 この３４６万円の補助金は、これは今言う募集に使うお金でしょうか。それもしくは以外の何かに使おうお金でしょうか。お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 何に使われたか。大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えします。 今回の補正額３４６万５千円のうち２６４万円につきましては、特定地域づくり事業協同組合が、組合員に職員を派遣する際に定める派遣利用料について減免措置を行うことで生じる収入の減少分に対する補助となっております。この事業は、派遣利用料を下げることで、新規組合の加入及び組合の派遣利用を促進することを、目的としており、町内においてより一層の仕事先を確保することにより、町外からのこれまで以上の職員確保につなげていきたいと考えております。 また、残りの８２万５千円につきましては、派遣職員の住宅

	手当に関するものでございます。派遣職員採用後３年間の家賃相当分の全額支援することで、家賃負担を解消しまして、町外からの人材確保を目指したいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) ほの組合の話になったら、頭が混乱してしもうてね。一つほんなら再問、再々問になるのかなあ、
議長	(福島 登 議長) 再問。
７議員	(田島 毅三夫 議員) 再問かあ。なぜ公費支出の事業補助の歳出報告に領収書は必要ではないのか。
議長	(福島 登 議長) これは再問にはなりません。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) なりません。
議会	(福島 登 議長) はい。答弁に対する再問ですので再問にはなりません。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 結局その、こういう町からのお金をいったことを今、予算を組まれておるから分かりますが、
議長	(福島 登 議長) 人を、今、どういう人を使うかの説明。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 分かりますが、ただそれは決算時において何に使われたかという証明が上がっていない。
議長	(福島 登 議長) 決算じゃないんで、もうそれは駄目です。次に移ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんまに、だあな。6つ、5つ目です。
議長	(福島 登 議長) 5つ目です、はい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 弁護士相談等業務委託料17万6千円の目的を聞いて聞きたいです。この費用は住民さんからの相談に対する委託費用か。もしくは、そうであればどのような相談を受けてくれるのか、金額も含めて内容を聞きたい住民さんからいろいろ相談が

議長	あったときに、弁護士さんがおって相談を受けてくれるという意味ですか、ということを知っています。 (福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の質疑にお答えします。 弁護士相談等業務委託料につきましては、令和6年1月下旬に町内の保育園で虐待を疑う通報があったことについての本町の相談料となります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 議会としてこういうこの問題いつとき協議会の中で一遍協議したことがあります。うちもそれはその時参加しておりますのでだいたい聞いておりますが、これはその後、どのように進んだんですか。これは訴訟が起こったんですか、それとも、
議長	(福島 登 議長) すみません、議題は委託料の17万6千円についてということなんで。中身についてまでは触れられないと思います。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 内容は分からなんだら……。

議長	(福島 登 議長) だから今言うたように、相談があったことに対して、弁護士に依頼しようという分です。だから弁護士依頼の中身については、ここでは申し上げられないと思います。触れられないと思います。 (執行部自席より、訴訟じゃない。との声あり)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 訴訟じゃないという。組んだという事は訴訟が起こっているということかい。
議長	(福島 登 議長) いや、待ってくださいよ。自席での答弁とかね、質問はもう避けてください。住民さんに分かるように、ちゃんと再問なら再問、質問なら質問でやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今その話を聞いてびっくりしてる。あの問題がこういうことに裁判にかかった、
議長	(福島 登 議長) 裁判ではないです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 了解。続いて、6 番目の質疑に入ります。

議長	ハードコネクト支援事業、１１８万円の目的内容を聞くということで、２点お聞きします。 ２０歳から３９歳までの独身者へ、１か月１万円で年間１２万円の婚活支援をしたいとこう説明を受けました。 本人の婚姻活動をどう支援するのか。個人情報やもんね、するか、するのか、その活動実態をどう確認、把握するのか。活動をどう確認するのかお聞きしたいと思います。いかなのかい。 （福島 登 議長） いえいえ。奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	（奥村 忍 住民課長補佐） 田島議員のご質問にお答えします。 本事業につきましては、２０歳、２０歳から３９歳までの町内在住者で、結婚相談所や、マッチングアプリの利用者を対象に、入会金や登録料などを、１人につき１か月１万円、年間１２万円になるんですが、令和６年度については６月からの事業開始となりますので、１０か月分の年間１０万円まで補助するものでございます。 また、各種団体が開催する婚活イベントの参加料についても、１人につき３千円までの補助をするほか、結婚相談所への通所や、婚活イベント参加時に必要となる交通費や宿泊費も、１万円まで補助するものでございます。 その他婚活イベント等の開催団体への経費の補助といたしまして、本町の住民である参加者１人につき５千円まで補助する内容でございます。

	申請者の活動実態の把握については、申請時に活動に応じた領収書等を提出頂きますので、活動内容について把握できるものと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。田島さん、質問するときにこの最終の事務局から最終、文書でやっていただけてます。最終の、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、
議長	(福島 登 議長) 仲人性というふうな部分については、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 消した、発言しなかったでしょ。
議長	(福島 登 議長) 削除ということで、すいません、お願いしますね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だから私、これいかんのやな言うて消した。
議長	(福島 登 議長) はい、どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	再問です。今説明を受けました。しかし、この１１８万がこれで成果というか、本当にそれが効果がある、費用対効果といえますか、考えられません。ほの今言う、ネットかなんとか何か使う人に限ってそういう人はそういういろいろな場でそういう活動というか、交際のあれをして、ほんでなんかイベントに出たりなんかしたらそれを一つの婚活と認めて支給すると、こういう説明を受けたんですが、私は、これはそんなことでじゃあ、友達同士でおまえと一緒に交流しようということにしてから貰おうか、というようなことも起こるわけよね、起こる可能性もある。これとどんなんですか。これはその１回１回領収を出してもらって、ほんでそれに合わせて５千円領収でも１万円出すんですか。 それはそういうほの領収によって、もう一つは、再問の中に入れてください。 もう一つは、２人が組んで男女がいるわけやきんね、一人一人にほれを出すんですか、１万円ずつ。地元の方は２人が仲良ようになって交際していきょうことになったら、２人分を出すということになるんですか。もう少し、これは私はなかなか、今の段階では納得できません。以上です。質問、答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長) 再問するんですね。それで、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問の答弁お願いします。
議長	(福島 登 議長)

住民課長補佐	奥村住民課長補佐。 （奥村 忍 住民課長補佐） 田島議員のご質問にお答えします。 それぞれ年間１０万円とか、３千円とかという補助金額をお示しをしたんですが、これはその領収金額に達するまでの金額ということになりますので、領収金額か、補助限度額かどちらか、少ないほうを補助するというような形になっております。以上でございます。
議長	（福島 登 議長） ７番、田島毅三夫君。後７分１０秒です。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） え、ほらいかん、ほらいかん、はようせんといかん。その分はまた今度にします。はい、７番目、２番目、ほれも２番、１、２ほれで終わり、７番目に入ります。定額減税、
議長	（福島 登 議長） ちょっと待ってください。６の２ですか。７ですか。
７番議員	（田島 毅三夫 議員） ７番。
議長	（福島 登 議長） ６の２は、どないするんですか。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんでもう飛ばします。
議長	(福島 登 議長) 削除するんですね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 時間がないもん。
議長	(福島 登 議長) 6 の 2 削除。7 番どうぞ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 定額減税町政給付金 2 5 7 5 万円について聞くということで、国の方針であります、聞いております。生活保護世帯受給者にも給付されるのでしょうか。1 点お聞きします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の質疑にお答えします。 令和 5 年に所得税を納税している方は、生活保護世帯でも対象となります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 所得税を納税しちよると今聞きましたね。所得税納税ということであれば、生活保護の必要あるかというふうにとちょっと、今、分かりません、分かりません、いうて今疑問が出たんですけれども、又これは後ほど聞きに行きます。時間がありません。それから 8 番目。
議長	(福島 登 議長) 8 番。はい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 物価高騰対応支援給付金 5 0 0 万円についてお聞きします。 物価高騰の折、生活の厳しい生活保護受給者にも給付されるのか同じ質問なります。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の質疑にお答えします。 令和 5 年度に給付を受けていない世帯は対象となります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ということは1年1年ということか。これもよし、時間がない、後でまた自席に行きますので。8 番目になりごめんなさい、
議長	(福島 登 議長) 9 番。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 9 番目になります。 野根甲浦保育園防犯カメラ設置費、計25万8千円についてお聞きしたいと思います。カメラ、えいんでよすね。ほんで、
議長	(福島 登 議長) はい、どうぞ。どうぞ。 カメラ設置はいいが、その内容審査は先生がするのか、保護者か第三者が行うのか、問題があればどう対処するのか。保存はどうするのかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 田島議員の質疑にお答えします。 内容審査というのは、管理のことを言われているのだと思いますが、管理は基本、町が行うことになるかと思います。 詳細につきましては、プライバシー侵害にならないよう管理

議長	する体制を整える必要があろうかと思います。今後、運用規則を策定し、適切な運用を行いたいと考えております。以上です。 (福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 心配しているのはね。再問です。心配しているのはほら、そういう保育園のメンバーという先生だけが見たり、関係者だけが見たりしたら、こちらの方が生徒さんの父兄が見てなかったということになったら問題が起こるという心配なんです。どうせ見るときは一緒に見てから第三者も入れて見てもらいたいというのは私の希望なんです。そういう意味で聞いたんですが、またゆっくり相談に行きます。 それから 10 番目の質問に入ります。 頑張る農業支援補助金 90 万円の公開について、農家が農機具など購入時、初回は 80%、2 回目 40% など補助があると聞きました。 農業漁業者も同じような支援を受けていると聞いておりますが、全対象者への通知や広報はされているのかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の質疑にお答えします。

	かも知れません。 そういう人が申込みしたときには、そういう初め１回目に頼む人を優先にね、して買ってあげてもらいたいと、そういうことで、もう一遍返事をお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。再問です。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 再問にお答えいたします。 一応、議員のおっしゃるとおり、１回目の方を優先してます。
議長	(福島 登 議長) ７番、田島毅三夫君。
７番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、１１番目の質疑に入ります。 空き家対策支援事業補助金４８万４千円の償還について。令和３年度事業で、国の補助対象にならないとして償還すると説明がありました。内容について説明を聞きたいと思います。 また、その償還金は町の責任で償還するのか、その２点お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長)

	田島議員の質疑にお答えいたします。 償還になった工事内容につきましては、まず、照明器具、照明工事でございます。はい。照明でも、固定式のものは補助対象となりますが、取り外しができる照明器具というものは、持ち運びができるということで、補助対象外という指摘を受けたためでございます。 次に外構でございますが、これは補助対象外という指摘を受けまして、でございます。 よって町の財政で返還するものでございます。大変申し訳ございませんでした。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。後 3 分です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今、ほう聞きました。謝ってくれたので納得しました。ほやけんど、これはねやっぱりほら、住民さんに負担がかかるんじゃないのかなと思ったもんで聞いたんです。了解。 1 2 番目、非常用食品購入費 1 1 1 万 5 千円について、こうした非常食の残留分はどうしているのか、賞味期限前に避難場所、各地区の住民さんに配布はできないのか。以上お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐)

	田島議員の質疑にお答えします。 現在、賞味期限前の災害備蓄米を配布しているところです。地域懇談会や各種イベントなどで配布を行い、役場内でも自由に持ち帰るように置いております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。後 3 分です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) すいません、早口で言います。13 番です。 耐震補強改修補助金 10 戸分、1970 万円について聞くと いうことでございます。 この耐震補強によって震度何度までもつのか、東洋町の予測震度である 6、7 というね、それでも倒壊はないのか、以上お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の質疑にお答えいたします。 震度何度までもつかというような明確なものはございませんが、大規模地震でも一応倒壊しないというものです。大規模地震とは 6 から 7 程度の震度を予想しております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 2 問目です。 本人から要請のない通路に立つ古い家は、もし倒壊すれば住民が避難できなくなる恐れがあります。こういう家はどうするのでしょうかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の質疑にお答えします。 地震で倒壊の恐れのある木造住宅は、耐震化や除却等、倒壊の対策をしていただきたいです。 現在広報や戸別訪問などをして、所有者の方には周知を行っています。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう方から申請がなかったらどうするんですか、とお聞きしてるんです。
議長	(福島 登 議長) 再問。足達総務課長補佐。

総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 戸別訪問と広報などで対応しております。以上です。
議長	(福島 登 議長) そういうことのない人に対してどう、家に対してどうするか ということで、
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) そのために個別訪問とかですね、広報で、周知をしております。 以上です。 (議員自席より、おらん……。との声あり)
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 倒壊とかの危険のある建物に関しましては、住民さんに直接 連絡取って対応を求めたりしております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。田島議員残り 2 分です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) この点について 1 点お聞きします。
議長	(福島 登 議長) 再々問。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 結果は、いくら頼んでいくら返事ももうたかお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) もう一度。すいません僕も聞き取れませんでした。もう一度。いや、聞き取れない、もう一度そんな早く口で言わんと分かるように。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そのほら、そういうところの危険区域のところは言ってから話をしたと言うきに、何軒行って何軒の人から了解もうて工事したかということをお聞きしたい。 (議員自席より、何人頼んだんで、行ったんで、それは誰が……。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 数は把握しておりませんが、住民さんから通報があったりした場合には対応しておりますし、家の前にもカラーコーンとか置いたりですね、人に危険のないような対策はっております。以上です。

議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。1 分 4 6 です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと、まとめますんでちょっと待ってね。
議長	(福島 登 議長) はい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これは、再問は今の終わったかなあ。
議長	(福島 登 議長) 1 4 になります。最後になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほな、1 4 番。山村留学体験補助金 5 0 万円の内容について聞きます。 この事業は小中学校生徒は対象か、どこの山村か、何日ぐらいの、何人が留学するのか、人選はどうするのか。目的、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、時間がないからといって聞き取れない、それはいかんで、田島さん、やっぱり住民の皆さんがね、ここにおる皆さん住民の皆さんが分かるように質問せだったら、時間がないからってそんな早口はやめといてください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。ほんならもう一遍ゆっくり言います。この事業は小中学生が対象か、どこの山村に行くのか、何日ぐらい予定しているのか、何人が留学するのか、人選はどうするのか、目的体験内容を聞くというのが質問です。
議長	(福島 登 議長) 田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長) 田島議員の質疑にお答えします。 この事業は、今後、本町で実施予定の野根地区への山村留学と甲浦生見地区へのサーフィン留学への体験補助金となっております。 本格的に本町へ留学する前に、夏休みや休暇を利用して本町の暮らしを体験していただく事業となっております。対象者は小中学生となっており、本町での体験費用として10名分の予算を計上し、1世帯につき上限額5万円としております。 人選につきましては、高知県外在住者であって、本町への留学を検討している方などを対象としております。 留学期間につきましては、こちらから指定は行いませんが、あくまでも体験のため、短期間であると予想されます。 体験内容につきましては、鮎釣り体験、サーフィンスクール体験などを行っていく予定としております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやあの、勘違いでした。私は、東洋町の生徒さんがよそ行って体験するところ考えていたもんだから、大きな間違いでした、すいません。 東洋町にもいろいろ山や川があるんですよね。そういうところへ他所から来てもらってほれいいことです。ただ、私が心配しておるのは、地元の小学中学生らがあまりこういう自然の中でのほういう体験をしている姿を見たことがないもので、そちらにも力を入れてもらいたいという、お願い言うたらいかんね、質疑いうのもおかしいね、どちらでもいいけどよろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 答弁要らんわけ。 (田島議員自席より、答弁欲しいけど。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 答弁してもうたらえいですよ。 (田島議員自席より、……。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 答弁、はい、すみません、田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長)

	田島議員の質疑にお答えします。 東洋町内の小中学校でも、先ほど答弁しました、サーフィンスクール体験やアユ釣り体験などは実施しております。以上でございます。
議長	(田島議員自席よ、もうないな。との声あり) (福島 登 議長) 29秒です。7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) そういうことであればお聞きしたいと思いますが、東洋町にも、川やそういうところだけでなくね、海から磯からいっぱいあるんです。そういうところにもやっぱり生まれたところの故郷の子供さんがね、日々そういう体験を積めるような、怪我もすることもあるかも分からんが、そういうことも今後計画に入れて貰いたい。
議長	(福島 登 議長) それこそ、自分の意見になるんでね田島さん、もう終わりです。それこそもう答弁はもうなしです。 7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。 ここで休憩します。 再開は11時15分です。 休憩前に引き続き会議を開きます。 1番、大坪千倫君。質疑を始めてください。

1 番議員	(大坪 千倫 議員) 通告に従いまして、一般会計補正予算について3点、質問を質疑用意してしますのでよろしくお願いします。 一つ目、ページは16ページの2款1項1目11節、上段部分になりますが、ごみ処理手数料3万円についてです。こちら同僚議員とちょっとかぶっておりますが改めて、同じ内容で構いませんので答弁をお願いします。 質問します。質疑します。 保育園児の使用済みおむつの処理方法に関する、内容の説明、議会1日目ありました。こちら新しい取組に関する予算計上でありますので、詳しく、もう一度説明を求めたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の質疑にお答えします。 先ほども説明いたしましたので、同じ説明になりますが、お答えします。現在、保育園で使用したおむつは、保護者が持ち帰って処分をしております。町といたしましては、保育園で一括に使用済みのおむつを収集し処分することで、保護者の負担軽減を図っていきたい考えであります。 保育所が出すごみは事業系ごみとなるため、今回予算計上をしております。以上です。

議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問になります。使用済みおむつを保育園で回収処理することは、厚生労働省も、推奨しておることですし、保育士、保護者双方にとっても負担軽減につながるよい取組だと思っております。 実施に当たり、2 点ほど伺いたいことありますので、再問を2 回か3 回かに分けて再問したいと思います。 1 つ目、使用済みおむつを園内で廃棄するには、設備投資として、設備として大きなごみ箱や保管庫が必要であると思うんですが、その設備体制は整っているのか伺います。 (議員自席より、関連するのはいかんのやろ。との声あり)
議長	(福島 登 議長) だけど、ギリギリやと思うな。答弁が処理のこと言うたんで。ま、許します。いいですか。いけますか。答弁。 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の再問にお答えします。 既存の場所のところでいけると考えております。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。

1 番議員	(大坪 千倫 議員) それだ再問だったら止めていただいて構いません。
議長	(福島 登 議長) もう、そやから、答弁に対する質問なんでね、もうそれが分かっとならもう次に移っていただけたらなと思います。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) ちょっと質問させてください。ちょっとまた違う角度からなるんで、これは止められるかもしれませんが、
議長	(福島 登 議長) 違う角度というところで、もう、
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 言います、言います。今回の取組について、自分なりにネット検索等で情報を収集して、保護者が使用済みおもちゃを持ち帰るメリットもある、という情報がありました。それは子供の体調把握です。
議長	(福島 登 議長) もうそれあれね、大坪君。もう、答弁に対する再問にはならんので駄目です。次に移ってください。2 番目に。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 分かりました。

議長	(福島 登 議長) はい。どうぞ。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 次に移ります。17 ページ、2 款 1 項、7 目 18 節、こちら も上段部分になりますが東洋町特定地域づくり事業協同組合 補助金 346 万 5 千円についてです。 こちら高知県人口減少対策総合交付金を用いた補助金であ ると 1 日目説明を受けました。 改めて補助金の活用方法の説明を求めたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の質疑にお答えします。 今回の補正額 346 万 5 千円のうち 264 万円につきましては、 特定地域づくり事業協同組合が、組合員に職員を派遣す る際に定める派遣利用料について減免措置を行うことで生じ る収入の減少分に対する補助となっております。 この事業は派遣利用料を下げることで、新規組合員の加入及 び組合の派遣利用を促進することを目的としておりまして、町 内においてより一層の仕事先を確保することにより、町外から のこれまで以上の職員確保につなげていきたいと考えており ます。 残りの 82 万 5 千円につきましては、派遣職員の住宅手当に

	関するものでございます。派遣職員採用後３年間の家賃相当分を全額支援することで、家賃負担を解消しまして、町外からの人材確保を目指したいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) １番、大坪千倫君。
１番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。 答弁の職員の家賃の補助について再問したいと思います。 移住者の中には、この協同組合を通さずに仕事を見つける方も当然いらっしゃると思います。 そのような方々は、今回の家賃補助の対象にならないのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員の再問にお答えします。 家賃補助につきましては、特定地域づくり事業協同組合で雇用される方を対象に家賃補助を行いますので、独自で仕事を探してきて、家に住まわれる場合は補助の対象外になると考えております。
議長	(福島 登 議長) １番、大坪千倫君。

1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。
議長	(福島 登 議長) はい。3 回目になります。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 最後の再問になります。 理由をお聞きしたいと思います。組合員を以外を対象にしてい ない理由、もしくは、高知県の見解を入れなかった理由ある と思いますので、その内容、どういう (議員自席より、議長、組合員の事のお金やろ、対象外の人は 関係ないやろ。それ言よったら果てがないやろ、との声あり)
議長	(福島 登 議長) 大坪君、今も答弁の中で、組合員に対する補助金なんで、そ れ以外の方っていうのはもう別の補助金になるので、あるかど うかちょっと別として、ここでの質問には該当しないと思うん で、それはちょっと避けて、ちゃんと今の組合に対する家賃、 今答弁があった、その部分について質問するんやったら、もう 大丈夫です。3 回目行けます。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 質疑はこれで終わりたいと思います。 議会としては組合に、対する補助金であると。他に組合以外

	の、
議長	(福島 登 議長) そこがいかんと言うてる、大坪君、それがいかんと。それがいかんと。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) ……かも知れないと言う認識であります。
議長	(福島 登 議長) それがいかんと、次、3 問目に移ってください。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) はい、最後です。25 ページ、9 款 7 項 2 目 1 1 節。インターネット改正の 7 万 2 千円についてです。 本町のホームページで閲覧できる生見海岸のライブカメラに関する予算計上ではありますが、現在このページにどれぐらいの閲覧数があるのかお聞きします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。 生見海岸ライブカメラの閲覧数について、ご報告いたします。1 月から 12 月の 1 年間の閲覧数になります。2021 年は、17 万 5,243 件、2022 年は、23 万 9,413 件、

議長	2023年は17万5,148件でございます。2024年につきましては、1月1日から6月9日までの閲覧数となりますが、5万2,359件でございます。以上でございます。 (福島 登 議長) 1番、大坪 千倫君の質疑が終わりました。 続いて3番、安岡良仁君。質疑を許します。 質疑を始めてください。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 議案第56号、一般会計補正予算、第1号を定めることについて、ご質問をいたします。 予算書の15ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の8節旅費について、お伺いをいたします。 今年の1月に能登半島地震で被害に遭った被災地への職員研修費として138万円を予算計上しておりますが、この研修内容、また時期等についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 能登半島地震の被災地への視察研修の時期につきましては、10月中旬以降を予定しております。飛行機を利用する2泊3日の行程としております。研修内容につきましては、東洋町で

	は、3名の職員が能登半島地震による被災自治体へ短期派遣をしましたが、実際に、被災地の状況を現場で確認したいこと、復旧復興への取組状況などの視察研修の想定をしております。視察場所につきましては、石川県の輪島市や珠洲市などを予定しております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 次の質問に移ります。 予算書20ページ、3款民生費、3項児童福祉費、2目児童福祉施設費、14節の工事請負費。防犯カメラ設置工事についてお伺いいたします。 この予算書の中には、甲浦保育園防犯カメラ設置工事で15万2千9百円。銀杏保育園の防犯カメラ設置工事で9万7千9百円。計25万8千8百円の予算が今回計上されております。 この防犯カメラの設置は、保育園の安全管理に重要な役割を果たすと思いますが、このカメラ設置の目的についてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質疑にお答えします。 設置の目的といたしましては、不審者の侵入防止、それと園

	内でのトラブルがあった場合の状況確認や再発防止を考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 2 つ目の質問に移ります。 この防犯カメラを甲浦保育園に 10 台、銀杏保育園に 6 台設置するとの説明がございました。このカメラの設置箇所をどこを予定をしているのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質疑にお答えします。 まず、甲浦保育園は、使用している各部屋に 1 台ずつで 4 部屋、遊戯室 1 台、廊下 3 台、それと園庭 2 台の合計 10 台を計画しております。 銀杏保育園は、使用している各部屋に 1 台ずつで 2 部屋、廊下 2 台、園庭 2 台の合計 6 台を計画しております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、3 番目の質問に移ります。 保育園に防犯カメラを設置した場合、カメラの録画データは保育園の安全管理等、またプライバシー保護のバランスをとるためには、重要でございます。 このカメラの録画データの閲覧についてのガイドラインと いうか、規定をどのように定める予定なのかお伺いをいたしま す。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包 括支援センター事 務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質疑にお答えします。 議員ご指摘のとおり、プライバシーに配慮した運営管理が必要 であると考えております。設置前に防犯カメラの運用規則を 策定しなければなりません、設置する防犯カメラを誰が管理 するのか。映像データの保存期間をどうするのか。撮影された 映像の取扱いをどうするのか。これらのことにつきまして、プ ライバシー侵害にならないよう管理する体制を整える必要が あるかと考えております。 また、それぞれについて、事前に保護者や関係者に周知し、 理解を得られるよう、調整が必要と考えております。以上でご ざいます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、再問をさせていただきます。 今ちょっと答弁があったんですけども、こういった場合に、閲覧できるのか。具体的に、今現在考えていることがあったらお答えをしていただきたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質疑にお答えします。 細かい内容につきましてはこれから詰めていくようにしております。よろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) これから詰めていくということなんですけれども、いろんな方がですね、こういう場合には閲覧できる、こういう場合はできないというような、詳細な規定を設けていただきたいと思います。 次に質問に移ります。 24 ページの教育費、教育総務費、事務局費、18 節負担金補助及び交付金、東洋町留学体験補助金 50 万円についてお伺いをいたします。

	今回人口減少対策総合交付金をもって山村留学10名分50万円の予算を計上していると説明を受けました。 この山村留学の募集方法、また事業内容について、先ほど質問等があっただろうと思いますが、説明をお願いします。
議長	(福島 登 議長) 田岡教育次長。
教育次長	(田岡 いずみ 教育次長) 安岡議員の質疑にお答えします。 まず、山村留学の募集方法については、ホームページなどで周知を行っていきたいと考えております。 事業内容につきましては、先ほどの田島議員の答弁と重複しますが、今後、本町で実施予定の野根地区への山村留学と、甲浦、生見地区へのサーフィン留学について、本格的に本町へ留学する前に、夏休みは休暇を利用して本町の暮らしを体験していただく内容となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をさせていただきます。 この山村留学、どこが運営されるのか。ご質問します。
議長	(福島 登 議長)

教育次長	田岡教育次長。はい、どうぞ。 （田岡 いずみ 教育次長） 安岡議員の質疑にお答えします。 東洋町、本町となっております。以上です。
議長	（福島 登 議長） 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	（安岡 良仁 議員） 答弁の中で、町が直営で運営されるということで認識をいたしました。次、2 番目の質問に移ります。 1 名につき 5 万円、1 0 名分の 5 0 万円の補助金は、どのような経費を補助対象としているのか、お伺いをいたします。
議長	（福島 登 議長） 田岡教育次長。
教育次長	（田岡 いずみ 教育次長） 安岡議員の質疑にお答えします。 補助対象費となる経費は、東洋町までの交通費、宿泊費、こちらでの体験イベントへの参加費用を補助対象としております。以上です。
議長	（福島 登 議長） 3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 ほかに質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 5 6 号、令和 6 年度東洋町一般会計補正予算。第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0、議案第 5 7 号、令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を議題とします。

これより質疑を行います。

田島議員から通告がありましたが、時間がもうなくなっておりますので、できないこととなります。

3 番、安岡良仁君。質疑を始めてください。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 議案第 5 7 号、国民健康保険事業特別会計補正予算、第 1 号定めるこのことについて、ご質問をいたします。 予算書の 8 ページでございます。総務費総務管理費一般管理費の中の 1 3 節委託料、マイナンバーカード、健康保険証一体化システム改修委託料 2 4 5 万 7 千円について、お伺いをいたします。 現行の保健証は、今年の 1 2 月の 2 日に廃止され、その後、マイナ保健証に一本化されることから、今回、システム改修委託料 2, 4 5 7 千円が予算計上されております。 この制度改正によってシステム改修をするとのことですが、このマイナ保険証の取扱いについて今後どのような変わっていくのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 まず、国民健康保険証、現在は本町、紙で発行しておりますが、この 1 2 月 2 日以降はマイナンバーカードになります。 マイナンバーカードをお持ちでない方は、資格確認書というものを本町職権で発行をいたします。そして、その資格確認書というものは有効期限がございまして、当初は 1 年ということですが、政府が有効期限は 5 年ということを示しておりますが、詳細は 5 年以内で、保険者がその期間を設定するということになっております。期間につきましては他の保険者の動向に

	より判断はさせていただきます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問をさせていただきます。 先ほど答弁の中で、マイナ保険証を持っていない方は資格確認書が交付されるとの説明があったんですけども、このマイナ保険証を持ってない方は、役場に申請手続きをしなくても、資格証明書は、その方に交付されるのか。また、この資格確認書は、マイナンバーカードを持っていない人、また、マイナンバーカードを持っていても紐付けしていない人、また、高齢者や子供らのカードが取得が難しい人などが、保険診療を受けられるように、国保の場合、町が保険証のかわりとなる資格確認書を発行するわけですけども、これは無料で発行されるのか。お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 資格確認書につきましては、マイナンバーカードを持っていない方は、本町で職権で交付するということになっております。当初は自己申告により交付するという政府の考えでございましたが、現在は職権で交付するということになっております。

	す。 そして、このマイナンバーカードの保険証というのは、国はもう将来的にはマイナンバーカードのみという利用のみということを目指しておりますので、最終的には、全国、全ての方がマイナンバーカードを取得し、国民健康保険証として利用していただくということにはなります。 そして、先ほど有効期間5年って言いましたけども、恐らくこの5年以内でそのような形になろうかと思います。 また、5年たったときにですね、健康保険の利用の状況によってはまた国が、定めて期間どうするのか、経過措置があるのかってというのは、なってくると思いますが、そういうことにはなります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってよ、費用を聞いちゃあるで。費用を聞いた。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 費用については無料です。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 再々問をさせていただきます。 このマイナー保健証をつくってですね、病院に行った場合、医療機関が対応できない、医療機関があります。そういった場合はどういうふうな手続を踏むでしょうか。お願いします。

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 すいません、ちょっと調べたんですけども、ちょっと詳細に分かりにくかった部分があるんですが、このマイナンバーカードの保険を保険証として利用できるっていう、医療機関等はいまう9割ぐらいあるというふうに言われております。 あとその一部についてはですね、医療機関のオンライン資格システムっていうのがあるらしくて、それと連携して確認をとるっていう形をとるのではないかなとは思っておりますが、多分小さい医療診療所なんかはなかなか対応できないのではないかなと思うんですけども、そうなった場合はもう資格確認証の発行ということにはなろうかと思えます。ちょっと臆測でございますが、以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 2番目の質問に移ります。 このマイナンバーカードと保険証を紐付けされ、健康保険証が一体化となった場合、具体的に住民の方にとって、どんなメリットがあるのか、お伺いをいたします。

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 メリットとしてはですね、本人の医療、薬の情報の記録が、医師等が医療機関等が見れるということでございます。詳細に申しますと、本人が情報提供の同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診の情報や、今までに使った薬剤の情報が医師と共有でき、よりよい医療を提供できるようになり、また重複した投薬を回避する処方を受けることにもなります。 次に高額療養というところにつきましては、今は限度額、適用認定書というものを発行しなければ、高額にかかった負担はその場でお金を、医療費を支払わなければならないんですけども、このマイナンバーカードに対する紐付けされた国民健康保険証を利用すれば、高額療養費につきましても、申請なくて限度額を超える支払いが免除されるということにもなります。 また、マイナンバーカードの国民健康保険証は転出先でも、その一つのカード、マイナンバーカードで保険証として利用することはできます。 しかしながら、保険者が変わるため保険者の変わる手続は自治体で行う必要はございます。 まだほかにもあるんですけど以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) ちょっと再問をさせていただきます。 このマイナンバー保険証があと半年ぐらいで使われるわけなんですけれども、住民の皆さんに啓発、啓蒙等を予定しているのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 安岡議員の質疑にお答えをいたします。 本町では、国保のしおりっていうところにも、もう既に最後のほうには書いております。 そして、また本町でも啓発をしてまいりたいとは思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君の質疑が終わりました。 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に賛成者の討論はありませんか。

議長	(なしとの声あり) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより、議案第５７号、令和６年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号を定めることについての件を挙手により採決します。 本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 ここで昼休憩に入ります。 再開は１時ちょうどです。 (福島 登 議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第１１、議案第５８号、令和６年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第１号を定めることについての件を議題とします。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。
----	---

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 5 8 号、令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第 1 2 8 条の規定により、お手元に配布したとおり、7 月 1 2 日、芸西村の芸西村民会館において、令和 6 年度 安芸郡町村議会議員等研修会へ、7 月 3 0 日、高知市の高知県立県民文化ホールにおいて、令和 6 年度市町村議会議員研修会へそれぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 1 3、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第 14、一般質問を行います。

質問時間は、1 人 30 分以内、答弁時間も 30 分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は 1 問につき、3 回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

また、議会会議規則第 54 条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないこととなっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により、注意し、従わない場合は、発言を禁止します。

それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第 129 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

次に、議会会議規則第 64 条の 2 の規定により、執行部は、議員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

質問の通告が 4 名ありましたので、法令、規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に、気をつけてください。

まず、2 番、廣田斎史君の質問を許します。

2 番議員	件名は、定額減税及び調整給付金についてほか 4 件であります。答弁者は、町長、担当課長となっております。 2 番、廣田 齋史君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：1 3 時 0 5 分) (廣田 齋史 議員) それでは私からは、大枠 5 つについて質問をいたします。 大枠の 1 定額減税及び調整給付金についてです。2 0 2 4 年分の所得税、2 0 2 4 年度分の個人住民税を対象とし、住民税非課税、均等割のみ課税所帯を除く、給与所得者、公的年金所得者、個人事業主などで、住民税や所得税を納税している方を対象に、1 人当たり所得税 3 万円、住民税 1 万円が減税されます。定額減税及び調整給付金についてお聞きします。 ①申請の必要はあるのか。あれば、その方法を伺います。
議長	(福島 登 議長) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦 税務課長) 廣田議員の質問にお答えします。 定額減税については、申請の必要はありません。調整給付金についても申請などの届出は必要ありませんが、支給対象者には役場からお知らせが送付されることになっております。そのあとの手続については、後の質問の支給方法でご説明します。 以上です。
議長	(福島 登 議長)

2 番議員	2 番、廣田 斎史君。 （廣田 斎史 議員） ②の質問に移ります。給与所得者の所得税、住民税の各減税方法を伺います。
議長	（福島 登 議長） 北川税務課長。
税務課長	（北川 晃彦 税務課長） 廣田議員の質問にお答えします。 給与所得者の所得税の減税については、6月1日以降、最初に支払われる給与などから、源泉徴収される所得税等から控除されます。なお、控除し切れない金額は、令和6年中に支払われる給与などから順次控除されます。 個人住民税については、減税された後の税額を特別徴収として、令和6年7月分から、令和7年5月分の11か月で収めるようになります。以上です。
議長	（福島 登 議長） 2 番、廣田 斎史君。
2 番議員	（廣田 斎史 議員） はい、それでは③公的年金所得者の減税方法を伺います。
議長	（福島 登 議長） 北川税務課長。

税務課長	(北川 晃彦 税務課長) 廣田議員の質問にお答えします。 公的年金等受給者の所得税の減税については、先ほどの給与所得者と同じく、6月1日以降の公的年金等から源泉徴収される。所得税などから控除されます。なお、控除し切れない場合は、令和6年中に支払われる。公的年金などから、順次控除されます。 個人住民税については、令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除し切れない場合は、令和6年12月以降から順次控除されます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) はいそれでは④、個人事業主の減税方法を伺います。
議長	(福島 登 議長) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦 税務課長) 廣田議員の質問にお答えします。 事業所得者などに係る所得税の減税については、原則として令和6年分の所得税の確定申告の際に、所得税から控除されます。個人住民税については、普通徴収として、第1期分の6月分から控除され、控除し切れない場合は、第2期分から順次控

	除されます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ⑤です。それらの方法で減税し切れない場合の調整給付金の支給方法を伺います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 廣田議員の質問にお答えします。 今回の補正で定額減税調整給付金システムを導入する予定であり、関係受給者には確認書を送付することとなります。その後、その確認書を役場に提出があった受給者から順次差額分を口座へ、お振込みいたします。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) はい、分かりました。 それでは、大枠 2 番の次のファンディングベースとの包括連携について。伺います。 4 月 2 6 日に本庁と株式会社ファンディングベースとの間

	に締結されました包括連携について伺います。 この協定を包括的な連携のもと、相互に協力し、双方が有する人的物的資源を有効に活用して、移住定住の促進や、産業振興を通じ、持続的な地域社会の構築を目的とする。とありますが、以下、連携事項について、現在、考えておられる具体的な内容をについて質問いたします。 それでは①、海の駅東洋町を中心とした甲浦エリアの活性化とありますがこれはどういうものでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えいたします。 甲浦エリアの活性化について現在検討している内容としたしましては、白浜キャンプ場でのグランピング事業、ふるさと納税と海の駅を活用した地場産品の外商強化について検討を行っております。 そのほか、年間稼働実績が少ない、自然休養村管理センターの利活用の促進についても検討しているところでございます。 以上です。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは②の野根エリアの活性化のお考えを伺います。

議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えします。 現在の野根地域では、高知県の小さな集落活性化支援事業を活用し、地域の活性化に取り組んでいるところでございます。職員が各地域を訪問し、漬物や味噌づくり、畑づくりなど、地区として取り組んでみたいことや要望について聞き取りをしながら、町として支援できることを検討しているところでございます。地域を巡回することにより、野根地域の資源や魅力を再発見し、さらには、民間企業が持っている知識やノウハウによって、さらなる磨き上げをかけていきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ④、地域社会の問題解決等、
議長	(福島 登 議長) 3、違っちゃうん。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ③、すいません。③地域の魅力発信等シティープロモーション

	ンに関する事とはどのようなものでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えします。 株式会社ファンディングベースでは、全国でシティプロモーション事業に取り組まれています。県内では、大月町などでグランピング事業などに取り組まれているということを聞いております。今後、町においてもですね、そのノウハウを生かした取組が展開できないか検討していきたいと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ④、地域社会の課題解決等、まちづくりの推進に関する事とはどのようなものでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えします。 第 2 期東洋町まちひとしごと総合戦略が令和 6 年度に見直

	されることから、その戦略の中にある、人口減少対策の根幹でもあります5つの基本目標の中でも、移住定住の促進や産業振興について、民間企業の視点知見を生かした取組を模索していきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2番議員	(廣田 斎史 議員) ⑤、教育、子育て支援、人材育成に関することとはどういうものでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 廣田議員のご質問にお答えをいたします。 教育子育て支援、人材育成に関することについて、今、検討しておる具体的な取組といたしましては、本町の児童生徒が自然環境や地域間資源を生かした、体験活動に触れ、地域を深く知ることのできるコミュニティとして、民間企業のノウハウを生かした、公営塾の開設を検討しております。 詳細についてはですね、まだ未定ではありますが、今後協議をして進めていく予定でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。

2 番議員	(廣田 斎史 議員) はい、魅力的な事業やと思いました。 それでは、③、大梓の3、森林環境税及び、森林環境譲与税について。伺います。 2024年から個人に課税される森林環境税と、令和元年から各自治体に交付されている森林環境譲与税について質問いたします。 ①森林環境税は、2024年から個人に国税として1人年額1,000円徴収されますが、その徴収方法を伺います。
議長	(福島 登 議長) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦 税務課長) 廣田議員の質問にお答えします。 町県民税の均等割額4,500円に国の森林環境税1,000円を合わせた1人当たりの年額、5,500円を町県民税として徴収されます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) 住民税非課税所帯も徴収されるのか伺います。
議長	(福島 登 議長)

税務課長	北川税務課長。 (北川 晃彦 税務課長) 廣田議員の質問にお答えします。 個人住民税非課税の方は、森林環境税も非課税となりますので、徴収されません。以上です。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) ③です。森林環境譲与税は、令和元年度から本町に、合計 5,400 万円交付され、基金の積立てに 3,100 万円、経費として 2,200 万円が使われていますが、今まで活用された主な事業はどういうものがあるのか、お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 廣田議員のご質問にお答えします。 森林環境譲与税の活用につきまして主な事業は、森林管理制度意向調査事業 1,300 万円、里山林整備事業補助金 540 万円、高性能林業機械等整備事業補助金 360 万円となっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

2 番議員	(廣田 斎史 議員) この森林環境譲与税なんですけど、森林整備事業への活用は自伐型林業など町に新たな産業を生み出すことにつながりますし、本町においては、バツグン協同組合や地域おこし協力隊など、移住促進につながりますまた、教育の面でも、SDGSの学習などに活用できると思いますので、今後、あらゆることに前向きに活用していただきたいと思います。 それでは④にいきます。違うわ、大枠の4、大枠の4です。すいません、ふれあい館なごみの旧校舎部分について伺います。 ①なごみの旧校舎は老朽化がひどく、大きな地震が起これば倒壊することが想定されます。すぐ隣にはグループホーム慎太郎もあり、施設利用者の指定避難場所である、防災複合施設なぎへの経路が塞がれ、避難が困難になります。早急な対処が必要と考えますが、どうでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。 議員ご指摘のとおり、老朽化がひどく、大きな地震が起これば倒壊することも想定されます。避難場所である防災複合施設なぎへの避難経路が塞がれ、避難が困難な状態になることも十分考えられます。 旧校舎は雨漏りもひどく、今まで校舎の一部を事務所として利用していたシルバー人材センターも令和4年12月に移転

	をされました。国の空き家対策総合支援事業で除却の対象になりうるのか、確認をし、補助金を活用できるようであれば、できるだけ早く除却ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君。
2 番議員	(廣田 斎史 議員) それでは、次の大枠の 5 に移ります。 子育て支援についてです。4 月 1 日から 5 日までの 5 日間、集落活動センターなどで、主に新 1 年生のための子供一時預かりが行われました。期間中、参加者延べ 5 7 名、中・高生主体のボランティア延べ 3 9 名にお手伝い頂き、参加費 5 0 0 円各屋食つきで日替わりでカレーやパンづくり体験など、朝 7 時 4 0 分から夕方 5 時 1 5 分まで、子供たちは大変楽しめたようで、保護者の方々からは、感謝と今後の活動に対する期待のご意見が多数寄せられたようです。 そこで質問いたします。 ①全国的にも有名になった、岡山県奈義町をはじめ、他自治体では、子供の一時預かりを実施しています。2 時間 5 0 0 円程度の利用料で、元保育士や子育て経験者の方に見ていただけ年中気軽に安心して利用でき、特に移住者のご家庭には必要で、移住を検討する際の重要な条件の一つになっているようです。 本町も子育て支援、移住促進対策として、設置が必要と考えますが、どうでしょうか。

議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) 廣田議員のご質問にお答えいたします。 本町もその考えであり、どこまでの支援事業ができるかどうか分かりませんが、まずは支援内容として、支援期間を夏休みなどの休み期間とし、対象者を小学生低学年を基準に、直営、民間委託も含めて模索中でございます。 現在のところは、民間事業者に運営方法などを含めて受託できるかどうか、ご相談もさせていただいている、段階でございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 2 番、廣田斎史君の質問が終わりました。 (質問終了時間：13 時 30 分) 続いて、7 番、田島毅三夫君の質問を許します。 件名は、高齢者の交通費支援についてほか 8 件であります。 答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。 7 番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：13 時 30 分)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは、令和 6 年 6 月議会一般質問させていただきます。 まず 1 番目の質問として、高齢者の交通費支援はどうなった

	かということでお聞きしたいと思います。 3月議会で、高齢や体調不良で車で買物に行けない人への交通費の支援を考えると答弁がありましたが、以後どうなっているのか、早いほうがいいと思いますので説明を頂きたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。 車の免許をお持ちでない方や高齢で運転免許証を返納された方は自由に移動できる手段がない場合があります。代わりに運転をしてくれる方がいない場合には、バスや鉄道、タクシー、自転車などを利用することとなります。高齢者などへの交通費の助成は必要であると考えております。また、公共交通機関の存続のため、公共交通機関をご利用いただくことも重要なことと捉えておりますので、高知東部交通、徳島バス南部、阿佐海岸鉄道の利用促進を図るため、運賃に対しての助成や割引などができないか協議して考えてまいりたいと思います。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。

	高齢者の方、病気の方なんかいろいろおられますがそういう方にとっては、バスのところに乗りに行くということがなかなかできないんですよね。それからもう一つは、バスは時間帯が決められております。そういう中で自分の都合のいい時に行きたいという場合だったら、そういうのは使えないんです。 そういう意味で、こういう質問したんですが、答弁があればもう一度お願いしたいと思います。 (執行部自席より、……。) (田島議員自席より、自席であまり喋らないでください。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 今、調整中です。築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の再問にお答えさせていただきます。 東洋町といたしましては、まず、公共交通の存続等も大事ですので、先にこちらの方の施策を考えてまいりまして、その次に、また、コミュニティーバス等については考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員)

	2つ目の質問に入ります。 高齢化人口減少、町振興対策として1点お聞きしたいと思います。 宮城県女川町の町興しグループありましてね、この間視察に行った時です。その町振興計画は、その人たちの町振興計画が震災復興の起爆剤となった。物すごく役に立ったと、こういう説明がありました。 町産業の振興発展の議論の場として、各産業、各地区住民代表による東洋町住民会議の設立、設置を至急提案しますが町長お考えをお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員のご質問にお答えをいたします。 町産業の振興と発展についてということですが、ちょっとこの内容で具体的なテーマがございませんので、そういった内容では人は集まりませんし意見集約も難しいと思います。 町をよくしたいという気持ちは伝わってきますけれども、これ提案ですので、これを受け入れるのか受入れられないのかと問われれば今のところを受け入れる考えはございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問です。 公的なその、そういう立ち上げについては、まだ全然分かったのにどんどん予算まで組んでやっているのにね、
議長	(福島 登 議長) また違うところに行きよる。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) こういうことになったら、こういう反対出てくる。 この会、私が、今、提案しているこの会の要旨というのは、各地区代表によって、人口減少、産業衰退の現状打開を目的に、自分たちのまちは自分たちで守ろうという意気込みで気概で意見を闘わそうそういうグループでございます。 そこで、そこで、そういうグループとして東洋町住民会議、そういうグループをつくってですね、そこを立ち上げて、そしてこの今現状、東洋町が抱えてる問題に対して、全住民のほうからの立場からの意見を出してもらいたいと、こういうことなんです。どうぞよろしくお願いします。
議長	(福島 登 議長) 立ち上げないということに対しての再問、もう一度言うんですか、どうですか。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 次回からですね、もっと具体的にご提案をよろしくお願いいたします。以上です。

	(田島議員自席より、休憩とってくれ、議長……。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 再問ありますので、再問するなら再問で言いたいことは、再問で、
	(田島議員自席より、します。再問で言うてもかまんかい。との声あり)
議長	(福島 登 議長) いや、今の町長の答弁に対することですよ。
	(田島 毅三夫 議員) はい、再問です、再々問か。
議長	(福島 登 議長) 2回目やね、3回目。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問やね。 先ほどのほら、廣田さんらあの質問聞きよても、もう全然できてない、もうこういう考えでこういう予算を組んでるとか、こういうこと、
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	また違う話よね。待ってください違う話をしながら、 (田島 毅三夫 議員) だから、私は答弁に対して再問でかまんのか、言うたらい言うたあなた、ほやきに今言いよるんよ、ほら、
議長	(福島 登 議長) 全然、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それは町長がそういうものはどうやこうや言うきに、
議長	(福島 登 議長) 答弁に対する再問になってないですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) これは時間入ってんの。
議長	(福島 登 議長) 入ってます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そんならやめときます。次いきます。3 番の質問に入ります。 海陽町と連携したゾーンの発展振興対策として、お聞きしたいと思います。 県は違いますけれども、既にもう一体化といいますか、一本化というか、そうされた 2 町であります、されている。

	上記住民会議が立ち上がれば海陽町に声をかけ、生活ゾーンとして2町で協議会を立ち上げ、高速道完成後の誘客対策や、観光基幹産業の共同開発振興など、互いに助け合う地域興し2町協議会の立ち上げもできるようになると思います。 そういうことも町のほうから、海陽町に申入れしていただきたいがどうでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の質問にお答えいたします。 これも質問ではなく要望というふうに私捉えております。 2町がですね生活圏内であるということは分かりますけれども、目的とか、必要性で2町がマッチングすれば、考えてまいります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) マッチングすれば考えると、マッチングさせていけとこういう今の状態の中でね、このまま待つんでなくて、再問です。 現在既に海の駅や海陽町スーパーには互いに商品や産品が出品され、商業や医療、建築関係なども交流は深まっております。

議長	(福島 登 議長) 田島さん。もう何回も言いますけど再問は、答弁に対する再問です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 答弁さいてしようやかね、
議長	(福島 登 議長) 再問、関連してないです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どいて後から、
議長	(福島 登 議長) 関連してないです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今から読むところ聞いてください。
議長	(福島 登 議長) 関連してないですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今後は観光や特殊技術者の交流、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、発言を禁止。止めてください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どうしてですか。
議長	(福島 登 議長) 関連してないと言ひよるでしょ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと止めて、ストップして。
議長	(福島 登 議長) 止めても構わんですけど、もう質疑から言ひよりますが、再問は、答弁に対する再問です。 議員の方々からもそういう声も出てますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんなら、言わしてもらいます。答弁というのは、質問に対する答弁なんやきに、ね、分かってますか。
議長	(福島 登 議長) だから再問は、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) まあ、聞きなさい。だからほの答弁が、それに対して答弁が合っていなければそれに対する反問するわけやきに。 (議員自席より、それは、おかしいとの声あり)

議長	(福島 登 議長) それは反問じゃないです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) どういて、
議長	(福島 登 議長) 僕が何回も言うように、再問ていうのは、答弁に対する再問です。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) その答弁が横に離れたら、やっぱり再問も横に離れるんよ。
議長	(福島 登 議長) それはそやから議題から離れるので、それも駄目になります。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そんなら答弁を止めたらいわ。
議長	(福島 登 議長) 止めることはないです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) まあ、ほやきにね、そういうことを言ったら議会在ここで議員が発言できんようになるんです、質問が。

議長	(福島 登 議長) だからそれはちゃんとした、答弁に対する再問を臨機にやっていただくということです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 協議会の立ち上げを再度申入れしようとしようわけ、その理由を説明しよるわけ、今、ね。 こういう……あんのは視野に協議会の立ち上げの申し入れを求めるとをまとめようとしようんやきに、今、それはその今言う町長の、 (議員自席より、……注意せえよ。との声あり)
議長	(福島 登 議長) もう次に移ってください。それは再問にはなりません。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) スイッチ入れてください。4 番。
議長	(福島 登 議長) その辺り注意してやっていただきたいと思います。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 無駄を省き、要所につぎ込む、注ぎ込む、つぎ込む行政改革を求めると、こういうことで1点お聞きしたいと思います。 国や県の支援を受けた補助事業や町出資の支援策にも無駄

	が大変多いと思っています。例えば、１回でできるのに、約１０年もかけて行う国民血税、森林環境税を使用した森林所有者アンケートや、任意組合への約１，２００万円の支出や、いざのときに誰がどのように支援するのか、仕組みも成果も見えない。要避難支援者救済計画費なども同じようなもんです。 無駄や徒労の多い支出を節減し例えば自主防災会の活動支援や生活困窮者への金的支援策など、必要な事業への投資を行うべきであります。 町に無駄遣い防止節減協議会の設置を求めたいと思いますが町長いかがでしょう。
議長	（福島 登 議長） 長崎町長。
町長	（長崎 正仁 町長） 田島議員の質問にお答えをいたします。 まず、質問内容で本町の無駄使いのことを指摘をされましたけれども、その前にですね、この質問の中では事実でない発言があります。議員はですね、議員には、政治倫理条例第３条に規定をされます。政治倫理基準を遵守しなきゃならない。
議長	（福島 登 議長） 町長、あれですか、なんやったかなあ、反問ですか。 中身は反問ように聞こえるんだけど、反問ではないんですか。
町長	（長崎 正仁 町長）

	反問じゃない。
議長	(福島 登 議長) ないんですか。
町長	(長崎 正仁 町長) 事実ではない内容が盛り込まれておりますので、議員政治倫理条例の政治倫理基準を重視しなければならないということになっておりますのでその辺をまずは指摘をしておきます。
	(議員自席より、具体的には……。との声あり)
町長	(長崎 正仁 町長) 具体的には、でも自分で考えれば分かることだと思います。 今、無駄な事業と言われましたけれども、必要だから予算計上して議会の議決を頂いて予算執行をしております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 設置を求めるということなんですよ。 それをどう答えるんですか、設置を求めるこれに対して答えがないです。でけんのやったらでけんで。設置を求めると。
町長	(長崎 正仁 町長) ごめんなさい。はい、無駄な事業と言われましたけども必要だから、予算計上して議会の議決を頂いて予算執行しておりますので、無駄ではないと思いますが、そのような会議を設置す

	る考えはございません。ごめんなさい。答弁抜けてました。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 反問させてもらいます。
議長	(福島 登 議長) 反問。反問じゃないでしょ。再問でしょ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。再問です。分かってます。先ほど大分やられました。 嘘とは言いませんけど間違っていると、こう言いました。 一つお聞きしますが、この今言う山林所有者が1, 200人 おる言うたんかな。それでその方たちのアンケート10年に分 けてアンケートをとると、こういうことで今進めております ね。 私が言うのは、それを環境ごめんなさい、森林環境税を使って それをやってるんですから、国民の血税で。そんなもんは1, 200人ぐらい1回でとりなさいと、アンケートを。そのあと の9年間はそれをどう対応するかという方に使いなさいとい うことを言ってきたんです。 こういうことをしないから、こういう質問になりました。 これは2つ目、再問としてですね、これは2番の各産業各地区 住民代表による東洋町住民会議や、これから発案しますが、9 番の、

議長	(福島 登 議長) 田島さん、田島さんもう戻ったりとか、先に進んだりじゃなしに、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) よし、分かった、
議長	(福島 登 議長) このね、この4番やったら4番の中身でね、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 9番のほうの抜いちょきますが、9番の方の内容を先に言う、ここに入れようと思うたけど、抜いちょきます。
議長	(福島 登 議長) 9番。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 9番の質問よ、 (議員自席より、……。)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 了解。了解。了解。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	みんなが分からなくなってしまふ。 (田島 毅三夫 議員) 自席はちょっとだまっちゃいてください。 2 番の各産業、各地区住民代表による東洋町住民会議などもやって頂きたい。こういうことです。 よし、分かった。ほんなら 5 番に入ります。もうこんなことでは、まともな質問質疑ができないやかね
議長	(福島 登 議長) ちゃう、だからそれは自分が、田島さん、議員がもうちょっとまとめてくれたらええと思う。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほらあ大きなね、海のことを言うちよって山のこと言うようなことやったらいかんけども、こういうことに関して答弁に対してまたそれを再問しようとしよるやきに少々幅広がるんやきに。それは大目に見ていかんといかん。 5 番目に入ります。
議長	(福島 登 議長) 5 番目。はい。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 5 番、いいですか。いいですか。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	どうぞ。 (田島 毅三夫 議員) 全地区の自主防災組織の立ち上げと活動についてということ とで5番お聞きしたいと思います。 東北及び能登の震災を見ても、本町では必ず来る南海トラフに 対する防備が手薄であります。 各地区の自主防災会を完全な防災対応組織とするには、まず 組織名を会に改め、代表や役員は持ち回りではなく、地区で活 動ができる住民さんを選し、報酬を出して運営活動してもら わなくては、犠牲者を出さないための防災活動はできない、今 の状態ではね、ということでございます。こういうほのかちっ とした、報酬まで出して、各地区でかっちりとした防災会の立 ち上げをしてもらいたい。 こういうお願いでございます。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の質問にお答えいたします。 以前にも答弁したとおりでございますが、現在の自主防災組 織の体制を変更する考えは今のところございません。 自主防災組織の会長は、それぞれの組織で決めていただきた いです。報酬の考えもございません。以上です。
議長	(福島 登 議長)

7 番議員	7 番、田島毅三夫君。 （田島 毅三夫 議員） 再問です。 この件については、私は何回も行政のほうにも県のほうにもいろいろと問合せしました。 只、結局、町の言い分としては、自主防災となってますと、町が立ち入るもんじゃありませんというように断られてきてるんです。その結果、今だにまだ自分らの地区にできたかできないか分からないと、そういう地区もあるんですよ。 仮に立ち上がったとしても、その責任者が順繰りに1年交代とかそういう決まりで順繰りに立ち代わっていくような状態で、自分が自主防災組織の代表であるということさえもはっきり分からないという方はたくさんおるんです。そういう意味で私はこれでは駄目だと。 自主防災組織を自主という言葉で、自分らがやるということではなくて、その組織を自分たちが守るということであって、行政からの支援まで止めるというもんじゃないんですよ。 やはりそういう意味からももう一度町長にお聞きしたいが、東北や能登のああいうのを見よっても、本当にみんなが団結して闘っていかなければいけない。自主防災会を会として、みんなが団結してどこへどうやって逃げるかどう助け出しするか、そういうことも決めて、あとは終わった後でそこへ連絡をどうするかということまできれいに決めていくと。 そういう自主防災会にせんといかん。それもう一遍答弁を貰います。
--------------	---

議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 自主防災組織とは、地域住民が自主的に結成する組織で、災害から自分たちの地域は自分たちで守る、ということを目的としております。日常的に災害に備える取組や、災害発生時に被害を最小限にする活動をお願いしています。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再問もう一つできるんやね。
議長	(福島 登 議長) もう 1 回できます。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁でございます。 人命と財産、生活を守る、これは一応自主防災会ですね、目的といいますか、役割なんですよね。さらに、各自主防災会で防災避難活動規則をつくって、要避難支援者やケガや病気の、
議長	(福島 登 議長)

	田島さん、中身がね、中身はね、2番のほうに中身が入って いっきょうです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 入ってもかまんやろ。
議長	(福島 登 議長) かまんことはないですよ。3回、3回再問できるとか言 中でね、もうごちゃにするのはもうなしにしましょう。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっと止めて。あのね、実は後で説明するつもりやったが、 2番の質問除けたんです。
議長	(福島 登 議長) え～
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ちょっとね、小池さんにちらっと言うたんやけど場所が分 らん言うたやろ。
	(議員自席より、……………)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやいや待って。その代わりにこの再問でそれを、補おうと しよる。ほんで3番これを再問で3問、自分の再問をやって、 ほんで質問するということで、

議長	(福島 登 議長) 田島さん、田島さん、発言、田島さんおってくださいそこに。 田島さん、なぜかね、なぜ申告どおりにやってくださいという理由があります。それはね、執行部に対してこの文書が出とうわけなんやないですか。みんなこれに対して田島さんの質問に対してやね、明確な答えを準備しちょうわけでしょ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 了解。了解。ほな、私が間違ごうてました。
議長	(福島 登 議長) 通告どおりやらんとやね、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 最初に言うたらよかったけどその2番のね、2番の分は削除して、さしてください。もう1番2番あったでしょ。ほんで同じようなちょっと重複もあったきに除けさせてもうて、小池さんにわし、今日話したけどちょっと場所はよう確認せいで、ごめんなさい、あの時に、ほんでまあ、今分かったきに言いよるんですけども、そこを再問で、再問で補おうとしよるんです。
議長	(福島 登 議長) 再問で補う言うても、通告書を持たれとうわけでしょう。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんでね通告書はね、今言う、ほら、それを、

	(議員自席より、削除するんやったら、削除しちよってもうたらい。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 削除してあれですか、2番のところは言うていくんですか。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ほんで、今言う削除、
議長	(福島 登 議長) 分かりました。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 自席で話すきん、
議長	(福島 登 議長) 2番削除するんですね。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。
議長	(福島 登 議長) そしたら、今5の1の再々問、最後の質問になります。 それでよかったらやっていってください。もう1回で終わります。質問は。

議長	(議員自席より、2番削除やね。との声あり) (福島 登 議長) 2番削除で、5番の1を今、2回やりましたんで、次は3回目になります。はい、どうぞ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 人命と財産、生活を守るということでちょっと再問させてもらいます。それはあなた今止めたけども、最後まで言わせてください。 生活も自主防災会の役割大変大きいんです。これは全国でも一緒ですけども、さらに各自主防災会で防災避難活動規則をつくって、
7番議員	(議員自席より、なんや、それ2番やないか。との声あり) (田島 毅三夫 議員) まあ、待ってください。それを今言う、
7番議員	(議員自席より、削除したんやろ。との声あり) (田島 毅三夫 議員) 削除しちよいて、もう一遍新たにつくりよんに同じもんじゃないんです。いや、もうこれはもう話にならんなあ、
議長	(福島 登 議長) ちょい待って、今のはね、言うたら、答弁に対する再問で構

7 番議員	わんです。やってください、 (田島 毅三夫 議員) そうやろう。
議長	(福島 登 議長) やってください、もう最後、最後これで終わりです。 やってください。 (議員自席より、2 番削除と書きちゃあるんに。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 1 番の再問で言よるんです。1 番の再問で、それは答弁に対する再問でもう 1 回で終わります。どうぞやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) だから、防災避難活動規則をつくってですね、各自主防災組織でよ。それぞれがつくって、要避難支援者やけが人や病気の方も含めた避難計画、それから訓練、避難場所での生活設計、自主防災本部や家族、町及び消防などとの通信や連絡、報告の体制づくりもしなければいけないと。全くできてない、それは。それが自主防災活動であり、その必要経費の支援は、備品購入費などだけでなく、立ち上げや運営に必要な経費なども行政負担としなければ、地区や住民個人の、
議長	(福島 登 議長) 田島さん、田島さん、削除しとうものをねそのまま読むのは

	おかしいじゃないですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやそのままやない。
議長	(福島 登 議長) 削除したんでしょう。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) ほやきに、今言うように、 (執行部自席より、答弁します。との声あり)
議長	(福島 登 議長) いやいや、もう 1 回最終……。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 完全なもんやない、2 つの質問を一つにして再問としてやろうとしただけのことなんよ。
議長	(福島 登 議長) 再問はあくまでも答弁に対する再問。 今言うのは全部 2 番のことをおっしゃりようやないですか。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 2 番でも、3 番でも、

議長	(福島 登 議長) かまんことはない。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 要するに行政を正しよるわけやきに。 (議員自席より、議長、規則を守ってもらえ。との声あり)
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 行政に正しよるわけやきに。ほんなら、言わせてもらうが、
議長	(福島 登 議長) 待って、もう、いいです。発言を止めてくださいもう自分の席に戻ってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 行政の答弁がね、
議長	(福島 登 議長) もういいです。自席でのもう、発言をやめて、再問の答弁しますか、はいもうそれで終わりです。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員にお答えいたします。

議長	東洋町みんなで備える防災対策補助金の中で、自主防災組織の新規設立に関する項目や、自主防災組織の活動活性化の項目があります。学習会や防災訓練、連絡協議会の開催及び運営に係る経費等補助金がございます。ぜひ活用していただきたいです。以上です。 (福島 登 議長) ここで休憩します。再開は、2時10分です。 休憩前に引き続き会議を開きます。 7番、田島毅三夫君。漢数字の6番から始めていただきたいと思います。7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) それでは6番。防災復興には高台造成と避難訓練の必要性ということで、2点お聞きしたいと思います。 1つ目です。 今回の東北震災地の視察では、全ての市町村が高台造成によって復興していました。防災と復興には高台造成移住しかないと再確認しております。至急各地区防災会や各地区住民さんと協議の場を立ち上げ、行政による高台造成計画に取り組もうではありませんか。 それが人命や財産を保護し、復興期間を短くして、町外移住者の減少にもつながり、建設会社の仕事にもなります。 至急の検討を求めるが、どうでしょうか。
議長	(福島 登 議長)

	足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員のご質問にお答えいたします。 現在、東洋町復興まちづくり計画を作成しているところでございます。その中で検討してまいります。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 今、何言いました。復興、
議長	(福島 登 議長) 復興まちづくり計画
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 復興まちづくり計画、それはどういうものですか教えてください。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 東洋町事前復興まちづくり計画とは、津波が来て今のうちから津波が来た後のまちづくりをどのようにしてやっているか。

	ということをあらかじめ考えていくものでございます。以上です。
議長	(田島議員自席より、……ですか。との声あり) (福島 登 議長) はい、自席から。再問でやってください。もう一度できます。7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 今、そういう課長か、からそういう説明がありました。 考えてくださいね。津波や震災やいうのは来てから後では間に合わないんですよ。来てから全部流されてしまって、人もいなくなる家もなくなってからそれからどうするということでは間に合わないです。だから私はこういう質問を今してるんです。そういう流されるもんを防ぐには、事前に高台をつくって公共施設や希望者からの高台移転をしておっておれば、いざのときにも被害は少なく、復興は楽になるんです。 今回の視察で高台造成の必要重要性は骨身にしみて入りました。 再度聞きますが、町連合の自主防災会を設立して、全住民総がかりの防災復興計画に取り組むもうでありますか。もう一度聞きます。
議長	(福島 登 議長) 田島さん、今、足達総務課長補佐は、復興まちづくり、

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 止めといて。
議長	(福島 登 議長) 復興まちづくり計画の中身を説明したでしょ。それに対する再問ではないですよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) それではいかんと言ひよんのよ、それではいかんきにこうせんかと言ひよるわけよ。その再問です。どうぞ。答弁してください。 (議員自席より、議長、いかんのやったら止めたらいえわ。との声あり)
議長	(福島 登 議長) もうそれは、再問にならんでね、田島さん、再問するんであれば、答弁に対する再問をやってください。復興まちづくりの中身についてやってください。 (田島議員自席より、おかしいなあ。議会がどうしてそれでいかんのやという質問を、
議長	(福島 登 議長) 足達補佐は復興まちづくりの計画とはどういうものか説明しました。今。

議長	(田島議員自席より、それでは駄目ですよ。ということを再問しよるわけやきにね、答弁せんといかなあ。まだ、ほんで、できちよらんのやろう、できちよんのかあ。との声あり) (福島 登 議長) 今、作り中です。 (田島議員自席より、活動してないんやろう、まだ、との声あり) (議員自席より、自席からやるのは止めてください。との声あり)
議長	(福島 登 議長) もう一度、再問してください。2番に移るのか、それとも、3番で再問、答弁に対する再問なのか。 今、言うた再問をもう一遍屋やれ言いよんのかい。
議長	(福島 登 議長) 復興まちづくりについてですよ、
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 2 回も同じこと言う必要なかる、もういい 2 番目いきます。ほんまにどうなれなあ。 陸前高田市の案内者から、津波前日自分らで決めた避難場所への避難訓練を行っていたため、1 人の犠牲者も出さなかった

	と説明を受けました。 防災には避難場所ごとの避難訓練が最重要と感じております。各自が逃げる場所に避難訓練することによって、近所の要避難支援者の支援計画もたつ、その人をこうやって皆が応援して連れて行ってあげようというね、そういう計画も立つし、避難通路や場所の問題点、避難路の生活課題にも把握でき、事前対応はできるわけです。 本年度秋から1か所に集合する訓練を震災時に住民各自が逃げる避難場所ごとにグループをつくって、そこに逃げるグループ避難訓練に変更する考えありませんか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員のご質問にお答えいたします。 避難訓練での避難場所は、各自で決めていただいております、1か所に集合する訓練は行っておりません。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 時間どればあある。
議長	(福島 登 議長)

	時間見ます、あと１４分です。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） ほんなら再問できるな。 再問、再々問かな。
議長	（福島 登 議長） 再問です。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 私が言ってきた各避難場所ごとに逃げるほの避難訓練というのは、今、甲浦東地区にも５つも６つもあるんですよ避難場所が、そういうところに１人、５人、５軒、１０人という人が集まって逃げるという計画でつくってるんですけども、いざ避難訓練になったときはもうそこへ行かずに、みんなで決められた大きな場所に集まってて解散している状態なんです。 だから私たちこれではいかんからということで各避難場所に逃げるグループをつくってそのグループが助けおうて、そこへ逃げる訓練をしましょうということなんです。答弁があればお聞きしたいと思います。 （議員自席より、……。）
議長	（福島 登 議長） 自席、発言をちょっと止めて。答弁。足達総務課長補佐。
総務課長補佐	（足達 善亮 総務課長補佐）

	田島議員の再問にお答えいたします。 避難に関しては、それぞれの方がそれぞれ避難場に避難しておりまして、自ら決めていただいて行動していただいております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問できる。
議長	(福島 登 議長) もう 1 回だけできます。ただね田島さん、白浜もね、自主的に自分が考えるところで訓練してますよ。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いやちょっと、
議長	(福島 登 議長) 集まっただけの訓練はしてないですよ。いや僕は補助しよんです。実際にはそういう訓練をしようということです。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) いや、ちょっと黙っちゃってください。私が言ってるのはほら、うちの地区らあでもあっちこっちある中でそのグループを自分たちが逃げるグループで長を決めて、ね、そのグループが訓練のときにみんなが助け合って逃げていくこうこういう避

	難訓練をと言ってるんですうちは。 あなたに言うてもいかんわのう、こちらに言わんといかんわのう、あなたのほう向いて言いよるけど、そういうことなんです。ほやないと固まってやってたらいざというときにどうもならん。ほんでそういう自分たちの逃げるところに行ったら、あれここの階段がちょっときついなとか、手摺が要るなあとか、入ったところにもっとなんかこうしたいなといろいろ案が出るやかね、ほんでいざというときには助け合いができる。 そういうグループを逃げる避難場所ごとにグループをつかってそこで長を決めて、ほんでその人らが連携してから逃げるような体制にしませんかということなんです。 もし答弁があればお願いします。なかったらいいです。
議長	(福島 登 議長) 足達総務課長補佐。 (議員自席より。……。しよる言うちゃったらいんよ。との声あり)
総務課長補佐	(足達 善亮 総務課長補佐) 田島議員の再問にお答えいたします。 おっしゃるとおりそのような訓練をしております。以上です。
議長	(福島 登 議長) はい、7番に移ってください。

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 7つ目の質問です。有害鳥獣対策への取り組みということで1点お聞きしたいと思います。 防護網やワサによって、有害鳥獣の数は平均しておりますけれども、新たに猿の脅威が大きく広がっております。現在、猿の生息数やデータはま、だはっきり分かっておりませんけれども、数の少ないうちに猿対策を急がなければ大変なことになる。こう思っております。 農協や農家、狩猟者と協議研究をして、また、捕獲報奨金を1匹当たり5万とか10万円とかね。これは一応提案ですけれども、ぐらいに上げてでも、捕獲をしていかなければ、これは最終的に大変なことになると思いますが、担当者の意見を聞きたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員のご質問にお答えします。議員のご指摘のように猿の出没情報は、役場にも多数寄せられているところであります。以前から役場を含めた生産者団体の会の中でも、駆除計画の話は度々議題に上っております。 現在本町では猿の捕獲報奨金は15,000円としています。この報奨金を上げる事によって、捕獲意欲を高めることも一つの方法だと思いますが、この方法でははぐれ猿を作り出す可能性があります。はぐれ猿は群れで行動しないため、被害箇所も広範囲になる可能性があります。そのため、生産者団体と

	の話し合いの中では、はぐれ猿を作らないよう一つの群れを一定期間餌付けしたうえで、一斉に捕獲する方法を検討しています。ただ、どこにどれくらいの大きさのオリを仕掛けるか、また一定期間餌付けするために誰が餌づけの管理するかを検討中であり、具体的な実施には至っておりません。今後は、県内の先進地を視察したり、県の出先機関等の意見を参考にしながら、町内の生産者団体とも協議を進め、具体的な駆除計画を検討していきたいと考えております。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁を頂きました。再問になります。 あのう、どういたしますか、昨日、何日か前の新聞でしたかね、今、捕獲者免許を持ってる方がどんどん減っているという記事が載っていました。 高齢化もありますし、またそういうものに回っていけないという声もありました。前も言いましたが、火は、フランスかどっかのことわざですけども、火は小さいうち足でも消せるけれども、大きくなったら川の水でも消せないと、こういうことわざがあるんです。だから今のうちにこの猿もですね、少ないうちに何とか絶滅させておかなければ、そのうち大変なことになる、そういう心配で質問しております。 どういたしますか、昔のようにまたぎというのが東部にあったようです。それを専門にしてそれで生活するような狩猟者おったようです。ここはそういうわけにいきませんけども、そこま

議長	でいなくてもやはりこの報償金を上げてあげて、何とか多くの人に入ってもらってとっていきようにしなければ、今の状態では大変なことになる、そう思っております。 このまま増えて町農業は終わるのを待つか一時的に費用はいつでも、結果的に大きな利益につながると考えております。できれば町長もう一度答弁お願いしたいと思いますが。 (福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 田島議員の再問にお答えします。 付加報償金につきましては、ほかの市町村のほうとも調整しながら、また検討していきたいと考えております。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。3回目ですが。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁頂きました。 一つ私は気になるのは、もうどれくらいになるのかなあ1年、もっとなるんかあ。 以前から西土佐村へ視察に行きませんか、ということで大分声かけさせてもらいました。 あそこは600匹も700匹もの大きな数の猿をとっているんです。そういう施設を見せてもらいに行きましょう、という声もしたけど返事ありません。そういうことですので、また

	よく考えてください。 これは8番目の質疑にはります。 人口減少と町勢浮揚対策についてということで、1点お聞きしたいと思います。 人口減少対策としては、町は婚姻報償や結婚したときの報償費ですね、子育て支援、町外移住者の増加対応などを行っておりますけれども、減少防止につながっていない、全くそれは今まで言ったことは全然その結果につながっていない。 町や県の対策は一部一部小手先対応に見えております、私にいわせたら。本当の意味での町住民の増加には、生活収入の確保はまず第一条件となります。それにはまず基幹産業である農林漁業商工業の振興発展しかないんです。 例えば、高台造成には土木事業の仕事は増えてきますし、港は空いていております。養殖漁業の研究、放棄地や農地の共同経営の商業の一本化、一体化、共同経営など、全体的な開発計画を各団体やグループは一堂に会して、意見を出し合い、行政も不要金を減らしてでも、もっともっと大きく公費を支援してあげなければいけない。公費の支援ですね。そうしなければ、この東洋町の産業振興、産業は全部全滅してしまう、衰退してしまうそう危惧しております。町長の考えをお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 長崎 町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の質問にお答えをいたします。

	本定例会におきまして、本定例会におきまして、行政報告で申し上げましたとおり、本町の新たな人口減少対策を進めていくために、県の人口減少対策交付金を新たな財源として活用していくこととしております。 議員の言うとおり、人口の自然増にはつながっていないのが現状の中で、小手先の対策と捉えるかもしれませんが、少しでも人口増につながる対策をこれからも打ち出していかなくは、ますます人口減少が進んでしまいますので、若者を中心とした、人口増にこれからも取り組んでいきたいと思っているところであります。 それで、議員のたとえ話のところですけども、私どもから言わせてもらいますと、ちょっと現実的ではなくてですね話が多過ぎる、出過ぎると感じるところもありますので、議員の言う、基幹産業振興については、関係者から、意見を聞くなどして小さなことから取り組んでいきたいというふうに、思っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 町長からそういう答弁頂きましたが、もう今まで聞き飽きております。 こういうことを考えていきます検討したいというようなことを今まで聞いてきました。ずっと何十年も、代々の町長がしかし全くそれが実行されていない。現在もそうですよ。だから私はこういうことを言ってるんです。

	団体や組織では、下からも文句や苦情貴重な意見として受け止め実行することによって全体の輪が保たれ、住民とともに互いに協力できるまちづくりが可能になります。それがなければ、あと数年もしたら手がつけられない町になるだろうと。これは私は言ってるんじゃないありません。私はいろいろと人に聞いて住民さんに聞いた声の中から上がっております。もう2年度、もう5年度という声が上がっております。それを危惧した質問であります。 もう一度どうですか町長、新たな動きを即変わっていくと、そのうちとかいうのでなくて、もう本当にこの町おこしというグループに銘を打って、それに向かって戦う頑張るというグループをつくってもらいたい、立ち上げてもらいたい。 どうでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 長崎 町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 田島議員の再問にお答えします。ちょっとテーマが大き過ぎて、大き過ぎて、もうちょっと具体的をお願いしたいと思います。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。3回目できます。具体的にと言うお話が出ました。
7番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	3番目の再々問をやめて、この9番で再々問もひっくるめて質問するようにします最後の9番です。 (福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。9番に移るんですね。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) はい。よろしいか。 9番、全職員による全員協議会、異見交換会の開催要求ということで1点質問させて貰います。 一部住民を重宝しているとか、このままでは町は後何年もつかなどの住民不安や不満や不安が高まっております。町中、私の知ってる限りは。今こそ、産業振興や人口減少対策、防災、復興なども含めた、町の抱える諸問題を役職抜きで全職員参加の意見交換会を立ち上げてもらいたい職員ですよ、全職員が集まってこのままでは東洋町は大変なこと、そういうことを皆が意見を出しおうて、問題点を皆が出しおうて、そして改善していくそういう、立ち上げて貰って意見や異見をですね、異見は、異なる異見ですね、意見は意の意見、改革案などを出し合い、行政業務の点検などを議論する、異見交換を年に1度でも、残業としても開会してもらいたい町長どうでしょう。
議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員の質問にお答え致します。

	一部住民を重宝していると質問の中にありましたが、具体的にどういう内容なのかわかりませんが、町は一部の住民だけを重宝するような政策は行っておりませんので反論をしておきます。全職員の、参加型の意見交換会や協議会の立ち上げにつきましては、本町では、各課において、各課長が意見を出しやすい職場環境づくり、若手の職員の発想や意見などを取り上げられるような課内でコミュニケーションをとっております。また、町長は各課へのヒアリングなどを行い、諸課題、問題解決に向けて取り組んでおります。これまでも町全体のひと・まち・しごと総合戦略やその他の事業計画などは、各課から選任された職員で、検討会や委員会などを立ち上げ、意見を出し合い、協議し、連携を語りながら計画を策定してきております、議員提言の全職員の参加の意見交換会や協議会立ち上げて開催することは、今のところ必要がないと考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 時間まだかまいませんね。あるね。 今、副町長からそういう答弁頂きました。私はずっと言ってきたのはそういうことでなくてですね、例えば、庁議が今行われてますね。月に1回ですか。 その中の庁議の式次第にしても、あるいはまたその内容にしても読ませてもらっておりますが、その各課の課長さんなり、参加者からいろいろと反対意見が出たというのもないんです

	よね。ただ、決められた式次第に沿って動いているという、私が言ってるのはそうではなくて、もう各職員さんから、ふだんの職務の中で、あるいは上意下達の組織の中で、自分はそう思っているとも言えなかった、こうしてあげたかった言えなかった、あるいは困った方はどうなっておるそれとも言えないというような状態をよく見てきておりますから、私は、現にそういうことのないように、たとえ職員であろうとも、課長に、またあるいは副町長に町長に、町長、意見はそれではいかんと思います。こういうような意見をする場が欲しいです。 いや、つくってほしいんです。そのときに、町長ああいいやがったきに、あいつはもう役職をあげんというようなことではなくて、そういう苦情とか意見が本当に大事に受け止めて、それを悪いところ直していくというような形にしていかと、今のままでは口ふさがれてしまって、職員も何も言えなくなってしまう。 そういうことを心配して言ってるんです。そういう改革をしていかなければ、この東洋町は今のままでいったら大変なことになります。そういうことでお願いしたいと思います。もし答弁があれば、なければいいです。
議長	(福島 登 議長) 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 田島議員の質問にお答えいたします。 先ほど庁議の内容につきまして議員さん、議員のほうから言われましたけれどあれは次第ですので、中身については、議員

	さんにはお配りをしておりません。はい、というところです。 若い人の意見につきましても先ほど、答弁でありましたように町長は若い職員を呼んでいろんなヒアリングを行っておりますので、そこはご心配なくというところです。以上です。 (田島議員自席より、何分あるのかなあ。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 4分です。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) もうこれで終わろうと思ってたんですけども、今副町長の答弁聞いて、どうしても言っておかなければいけない。 今ここに課長さんとしておられませんが、私は猫ね。
議長	(福島 登 議長) 田島さん、簡潔に、簡潔にお願いします。 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 野良猫を捕獲して、そして、もう担当の職員に私は自腹を切って必要な分は自腹切って海部の病院に連れていく手術に連れて行くようになってたんです。ところが向こうが忙しくて2日ほど伸ばされて、そういったところが、課長から職員さんが電話があって、何から電話があって病院から6時に来てくれと。私が言うたら4時頃その日の4時頃になって、課長、職員さん電話があって、

議長	(福島 登 議長) 田島さん、質問を簡潔にやってください。そうでなかったらね質問がぼけてくるのでね、最後の質問なんでもう簡潔にやってください。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう職員や住民さんの声を無視するようなこといっぱいあったきほら、1 例を挙げてから説明しようとしよったき。いかなんだら止めちょきますけれどもね。 一言だけ、再問という形で、もうこれもやめちょこか、又、止められるね。ちょっと待ってください。 時間ありますので、町長、副町長、職員さんに皆にお聞きしたいというかお願いしたいが。 本当にこの町がこのままでいいかどうか、それは個人個人はいろいろ考え持ってると思いますが、それを団体でこういう組織として話し合いした場ありますか。忌憚のない意見をどんどんどんどん町長あんたそういうけど、そうやないというような意見が言えたことありますか。 私は議会でそれをやってえらい目におおてますけれどね。 いかん、いかん反対でえらい目におうてますが職員さんはそういうことじゃなくて、やっぱり確かにピラミッド型ですけども、
議長	(福島 登 議長) 田島さん

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 一般の人の一般。時間はまだであるんで言わせてください。
議長	(福島 登 議長) 時間があるにしてもね、再問を求めるんだったらもう簡潔にね。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) はい、以上で終わります。また、今度、9月議会でお会いしましょう。 7 番、田島毅三夫君の質問が終わりました。 (質問終了時間：14時39分) 続いて、3 番、安岡良仁君の質問を許します。 件名は、介護保険制度、介護保険料についてほか3件であります。答弁者は、町長、担当課長ほかとなっております。 3 番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：14時39分)
3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは、一般質問をさせていただきます。 大きく、4 点ほど、質問をさせていただきます。 まず1 点目でございますが、介護保険制度、介護保険料についてご質問をさせていただきます。 65 歳以上の高齢者が支払う介護保険料は3 年に一度、保険料の見直しが行われます。 この令和6 年度も見直しの年でございます。

	5, 871円から、第9期の3年間、令和6年から和8年度で15, 130, 000円の取り崩しを見込んでおります。以上です。
議長	(福島 登 議長) まだ、あるんちがうん。基金残高。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 令和5年度末で残高、55, 685, 871円です。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君
3番議員	(安岡 良仁 議員) はい、基金の残高が55, 680千円とお聞きをいたしました。この毎年、介護給付費準備基金を積立てておりますが、この基金の目的はどんな基金なのか。お伺いします。
議長	(福島 登 議長) 再問ですか。
3番議員	(安岡 良仁 議員) はい、再問です。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 基金の目的は、基金を取崩して保険料の充当することにより保険料の上昇を削減するために基金を積立てております。 申し訳ございません。上昇の抑制をするために、基金の積立てをしております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再々問をさせていただきます。 この介護費準備基金積立てて、取崩してしてるんですけども、今後、この基金の残高ですが、どのような見込みを立てているのかお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 今後につきましては、今回の取崩し額以上の金額の取崩しが予想されております。以上となります。
議長	(福島 登 議長) 手島課長、金額の見込みですよ、要するにどういうふうにやっていくかという、実際に、その見込みはないんですか。見込みはないんですか。なかったらなかったで。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 （手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長） 金額についてはまだ分かりませんが、今回の第9期よりも多くなる見込みでございます。
議長	（福島 登 議長） 3番、安岡良仁君
3番議員	（安岡 良仁 議員） それでは2つ目の質問に入らせていただきます。 本町の介護保険料の基準月額は、第8期と第9期、同額の7,400円でございます。 高知県下の中では、高知新聞にも載っておりましたが、芸西村が7,800円ということで、全国で9番目に、高い状況となっております。芸西村に次いで本町は、県内では2番目に高い7,400円となっております。全国の中で、本町の介護保険料は何番目に高いのか。また、この介護保険料が高くなった原因、要因についてお聞きをいたします。
議長	（福島 登 議長） 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	（手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長） 安岡議員の質問にお答えします。 第9期における東洋町の介護保険料の全国の順位は、全国1,570市町村中、上から30番目となっております。

	保険料が高くなっている要因につきましては、高齢化等による要介護申請認定が増えた結果、介護サービスの受給者が増加したことが考えられます。 子は遠方に暮らしていますが、自身は１人で暮らしている独居老人の割合も高くなっており、自立した生活が困難になり、介護申請に至っているケースも多くなっております。介護の需要が高まればその分、保険料も上昇します。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君
３番議員	(安岡 良仁 議員) はい、全国で３０番目ということで、かなり本町が高い介護保険料ということが分かりました。 それでは３つ目の質問に入らせていただきます。 現在、本町の要介護、要支援の認定者数は何人で、前期として、どのような増減の動きがあるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 本町の要介護要支援認定者数は、令和６年３月末時点で２６７人となっております。 昨年の３月末時点では２５２人と、要介護要支援認定数の実績の推移は、前年度同時期より１５人増加しております。以上

	になります。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 4 つ目の質問に入ります。 介護給付費を抑制することで、介護保険料の上昇の抑制にもつながると言われております。令和 6 年度の介護給付見込額と、3 年前、令和 3 年度の介護給付費と比較した場合の増減についてお伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 まず、令和 6 年度については、現段階において、令和 4 年度分のみの実績額しか、算出がされておられません。令和 6 年度の介護給付費見込額についてはこの 1 か月分の実績額に基づいて算出した額でありますことをご了承ください。 令和 6 年度介護給付費見込額は、5 0 1, 1 0 9, 9 6 8 円、令和 3 年度の介護給付費実績額は、4 7 2, 8 0 3, 1 4 2 円であり、2 8, 3 0 6, 8 2 6 円増額の見込みとなっております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

3 番議員	3 番、安岡良仁君 (安岡 良仁 議員) はい。今の答弁をお聞きすると、介護給付費は増額の傾向にあるということの答弁を頂きました。 それでは5つ目の質問に移ります。 介護給付費を抑えるためには、健康維持、介護予防活動など、介護予防の取組の強化は欠かせません。 今後、ケアの質と効率化を図るため、ケアマネによるケアプランの見直しも必要でございます。利用者に必要なサービスを徹底し、不要なサービスや過剰なサービスを減らし、効率的なケアをしていくことが、介護給付費の抑制にもつながると思います。 本町では、具体的にどのような取組をしているのか、お伺いをいたします。
議長 住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 (手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 毎年広報で介護保険の現状と課題を周知するとともに、介護給付費を抑える取組を継続しています。 例としまして、在宅で長く過ごせることは、医療費や介護保険、これすいません、介護保険料削減にもつながるため、人とのつながり、住民同士の支え合いの大切さを伝えながら、住民の介護予防、健康維持、社会参加の取組の充実に取り組んでお

	ります。事業といたしましては、１００歳体操自主教室、あったか触れ合いセンター、介護予防教室、体スッキリ体操教室を実施しております。以上です。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君
３番議員	(安岡 良仁 議員) はい、ちょっとほんなら、５番の質問とちょっと重複するところもあるんですけども、６番に入ります。 この在宅介護と介護が必要な高齢者とか障害者が、自宅お家で生活をし続けられるように、家庭内で提供されるサービスを介護サービス、在宅介護サービスと言います。 在宅介護を支援するためのサービスの充実を図っていくことも今後、必要でございます。訪問介護とかデイサービス、福祉用具の貸与など、在宅福祉の支援策がいろいろなメニューがありますが、本町ではどのような在宅介護の取組をしているのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 取組といたしましては、東洋町福祉サービス総合事業、東洋町介護タクシー助成券支給事業、東洋町おむつ購入費助成券支給事業、緊急通報体制等整備事業、在宅介護手当を実施してお

	ります。以上となります。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは大きい 2 番の質問に移ります。よろしいですか。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、少しまだあるのでここで 1 回休憩とります。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) そうですか。はい分かりました
議長	(福島 登 議長) 申し訳ないけどね、再問がなければ休憩と思ってました。 はい。ここで休憩します。再開は、3 時 1 0 分です。 休憩前に引き続き会議を開きます。 安岡良仁君の大きな漢数字の 2、畑等への水道管の引込みについてから始めたいと思います。 3 番、安岡良仁君質問を始めてください。はいどうぞ。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、大きいアラビア数字の 2 番の質問をさせていただきます。
議長	(福島 登 議長) 失礼しました。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 畑等の水道管の引込み等についてお伺いをいたします。 本町では、人口減少に加えて、65歳以上の高齢化率は約60%を超えている状況にあります。それに伴い、水道の給水人口も年々減少しております。高齢者の中には、家庭菜園などで老後の楽しみにされている方もおられます。ということで、2点質問をさせていただきます。 水道法とか条例など、畑への水道配管の引込みには規制があるのか。また、あれば、法的な規制内容ガイドラインについてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 安岡議員のご質問にお答えします。 水道の畑への引込みに規制はあるのかというご質問ですが、水道法第15条におきまして、水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではいけないと定められています。これによりまして仮に建築基準法及び、農地法違反であったとしても、給水契約の申込みを拒否することはできないとされています。
議長	(福島 登 議長) ガイドラインは。

産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) これがガイドライン。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君
3 番議員	(安岡 良仁 議員) それでは2つ目の質問に入らせていただきます。 本町でも高齢者の方が、家庭菜園で楽しんでいる方がおられます。しかし、畑への水道管の引込みについては規制があって、畑の水道は引くことができないとの認識を持っておられる方もおられます。現在、高齢者がバケツ等で畑に搬入している方もおられ、高齢者にとっては体力的に負担を強いられている状況にあります。市町村によっては畑への水道管の引込みが可能な市町村もあると聞いております。 今後、本町では水道配管の引込みができるように規制を緩和するお考えはないのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) 安岡議員のご質問にお答えします。 本町におきましても、過去には飲料水を優先的に確保することを理由に畑の引込みを断っていた時期もありましたが、現在に至っては、給水人口も大幅に減ってきております。飲料水が確実に供給されることを前提に、先ほどのご質問でお答えしま

	した水道法第15条の水道事業者は、給水区域内の需要者から、給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではいけないと定められているとおり、本町におきましても、この法令に基づき柔軟に対応していきたいと考えております。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君
3番議員	(安岡 良仁 議員) 前向きな柔軟な対応をよろしくお願いいたします。 3つ目の質問に移ります。 もし、畑への水道配管の引込みが可能であれば、手続費用負担についてはどうなるのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) はい。安岡議員のご質問にお答えします。 畑への引込みであったとしても、特別な手続はありません。 住居と同じように、使用者から水道業者に引込み工事の依頼をしていただき、水道工事の許可申請及び給水開始の届出をしていただきます。 また、この引込み工事にかかる費用は全て個人負担となります。以上です。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) はいそれでは、大きい3番目の質問に移ります。 身寄りのない、ひとり暮らしの高齢者を支援する取組状況についてお伺いをいたします。2点ほど、お聞きをいたします。 全国的に地域包括支援センターが設置をされまして、高齢者の生活全般に関する相談や支援が行われております。 高齢者への支援策として、訪問介護やデイサービス、ショートステイなど、介護保険サービスが利用できたり、日常生活のサポートや、一時的な介護負担の軽減が図られております。 それで1点ほど、まず1点お伺いをいたします。 現在、本町の65歳以上の高齢者の人口、また世帯数、ひとり暮らしの高齢者の人口についてお聞きをいたします。 あわせて、ひとり暮らしの高齢者の中で身寄りのない高齢者がどれだけいるのか。把握しているのであれば、人数等をお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 令和6年5月末日時点で、東洋町人口は2,104人、うち65歳以上の高齢者の人口は、1,127人で、高齢化率53.56%となっております。 次に、東洋町世帯数は1,320世帯ですが、65歳以上の高齢者世帯数については把握できておりません。 続きまして、ひとり暮らしの高齢者の人口について、東洋町

	でひとり暮らしの高齢者、65歳以上は、町全体で532人となります。ひとり暮らしの身寄りのない高齢者の把握としましては、正確な人数は把握できておりませんが、令和5年度から、地域包括支援センター、住民課、社会福祉協議会が共同し、ひとり暮らし高齢者の見守り訪問を実施し、実態把握に取り組んでおります。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君
3番議員	(安岡 良仁 議員) ひとり暮らしの高齢者が532人おられるということと、身寄りのないひとり暮らしの高齢者は把握してないということをお聞きをしました。 それで二つ目の質問に移るんですけども、身寄りのないひとり暮らしの高齢者が安心して生活できる環境を整えることは行政の重要な一つの役割でございます。 現在、身寄りのないひとり暮らしの高齢者に対して、なお支援の取組状況や、今後課題としてどういうことを考えているのか、町のお考えをお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 取組といたしましては、甲浦生見地区を地域包括支援センタ

議長	一職員が、独居老人の家を訪問し、野根地区は文化会館職員が独居老人の家を訪問しております。 訪問した内容につきましては、月1回の会で、役場住民課、包括、社協で情報を共有し、今後の課題や対策について検討したり、関係機関につないでおります。 現在の課題は、マンパワー不足があげられるため、民生委員を含む地域の方々での見守りや町の介護事業者と協力しながら、高齢者の方が安心して生活できる環境を整えていきたいと思っております。以上でございます。 (福島 登 議長) 3番、安岡良仁君
3番議員	(安岡 良仁 議員) マンパワー不足ということもお聞きをしました。 取組、課題等がございますが、課題の一つに、身寄りのないひとり暮らしの高齢者のための死後の事務支援も重要な課題の一つでございます。 遺産整理や処分、葬儀の手配、財産管理と処分、役所への届出など身寄りのない、ひとり暮らしの高齢者が安心して生活し、死後も適切に対応される環境をつくることは大変重要でございます。本町では、身寄りのないひとり暮らしの高齢者に対して、こういった課題に対して、どういう取組、またマニュアル等をつくっているのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 答えれなかったら、答えれんで。状況を説明したらえい。今、

	ないと。
	(安岡議員自席より、もし、なかったらいいですよ。との声あり)
議長	(福島 登 議長)
	いいですか。答弁できんかったら、かまんと。いいですか、安岡さん。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)
	はい。いいです。
議長	(福島 登 議長)
	安岡さん、それでは、次の。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)
	それでは4つ目の質問に移ります。町内の保育園の不適切な保育の疑いがあるとの通報に対しての町の対応についてお伺いをいたします。
	この件につきましては、町内の保護者から議会に、第三者委員会設置に関する嘆願書が提出されまして、4月の30日に議員全員協議会で審議されたところでございます。
	4月の30日時点では、現在、不適切保育があったどうかの調査中であり、第三者委員会の設置については、時期尚早とのことで、調査結果が出るまでは静視、静観するとのことでございました。
	まず1点目についてお伺いをいたします。

議長	現在、この調査結果は出ているのかどうか、お伺いをいたします。 (福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 現在、結論づけたものは出しておりませんが、子供の権利や児童虐待に詳しい専門家の方に、意見書は頂いております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 今の答弁があったんですけど意見書が、提出されたということをお聞きをしました。この調査結果報告書と意見書というのはどんな違いがあるんでしょうか、お伺いいたします
議長	(福島 登 議長) 再問でいいですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、再問で。
議長	(福島 登 議長)

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 (手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の再問にお答えします。 まだ、調査結果についてはまだ出しておりません。あくまでも、今、言いました子供権利や児童虐待に詳しい専門家の意見書を頂いているということです。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、再問をさせていただきます。
議長	(福島 登 議長) はい、2 回目です。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、6 月 3 日に庁議が行われております。この庁議の資料の中に、弁護士の見解と改善策についての意見書が町に提出され、対象者対象保護者へ送付されたと書かれておりました。
議長	(福島 登 議長) ちょっと待ってください。それ 2 番に移とうですよ。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 再問ですよ。

議長	(福島 登 議長) 保護者への送付、
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 別々です。この意見書ですが、保護者のほかに誰かに、ほかの方に配布されているのかどうか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 意見書のほうにつきましては、去年度の関係する、保育園のほうの保護者全員のほうにお送りしておりまして、ほかの方には出しておりません。以上となります。
議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 最後確認です。意見書そしたら、
議長	(福島 登 議長) 確認て、3 回終わりました。
3 番議員	(安岡 良仁 議員)

議長	質問はしません。 (福島 登 議長) 確認でしょう。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 問いかけではないです。 一応意見書は、保護者だけに提出されたということでいいんですね。 (執行部側より、はい。との声あり) (福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君 (安岡 良仁 議員) はい、分かりました。次に 2 つ目の質問に移ります。 この意見書については、保護者に送付したとのことですが、今後、保育の運営についての説明会を、行うとのことですが、いつ頃開催する予定をしているのか、お伺いいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 訂正があるんですけども。

務局長 議長	(福島 登 議長) 訂正してから、2つ目の質問に答えちゃってください。 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) すいません。先ほどの間でちょっと抜かりがありました。 外部の方は保護者の方だけで、あと庁議メンバーと保育所のほうには出しております。 (議員自席より、それなんで議会にあがってこんの。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 自席からの発言はやめてください。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 まだ、日程調整ができておりませんが、余り期間を置かずに開催をできれば考えております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君
3番議員	(安岡 良仁 議員) 開催を予定している説明会の対象者は誰に対して行うのか、お伺いをいたします。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) まず1番最初に関係する保育園の保護者のほうに説明をしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君
3番議員	(安岡 良仁 議員) はい、最後の質問になるんですけど3つ目の質問をいたします。 今後、児童の心のケア、保育園の信頼回復のために、町としてどのような再発防止対策を行っていくのか、お伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 安岡議員の質問にお答えします。 改善計画はおおむねできておりますが、まだ保護者会との話し合いができておりませんので、ここでの回答は控えさせていただきます。以上です。

議長	(福島 登 議長) 3 番、安岡良仁君の質問が終わりました。 (質問終了時間：15 時 32 分) 続いて、1 番、大坪千倫君の質問を許します。 件名は、保育現場における虐待等の未然防止活動について、ほか 1 件であります。答弁者は、町長、ほかとなっております。 1 番、大坪千倫君、質問を始めて下さい。 (質問開始時間：15 時 33 分)
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 通告に従いまして、大卒 2 点、質問いたします。 1 つ目、保育現場における虐待等の未然防止活動についてお聞きします。 4 月 19 日の高知新聞の記事によりますと、令和 6 年の 1 月下旬に保育園で虐待と疑われる行為がある。との通報が保護者以外の住民からあったと掲載されました。これは 3 月 16 日にも、同じような内容で掲載されていたので、この件については 2 回目の高知新聞の記事掲載となっております。 また、この通報の 8 か月ほど前の令和 5 年 5 月には、こども家庭庁より、保育士、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン、が発出されております。本質問では、このガイドラインに沿って、町がどのような対応をとってきたのか。主に、虐待等の未然防止に焦点を当てて内容を聞いていきたいと思います。 質問に移ります。一つ目、こども家庭庁のガイドラインが発出されてから、今回の通報があるまでに約 8 か月の期間がありました。この 8 か月の間で、本町は虐待等の未然防止に向けて

	保育園にどのような指導を行ったのか。また、その指導を受けて保育園は具体的にどのような対応を行ったのかお聞きします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の質問にお答えします。 この期間につきましては、本課から保育園へ指導は行っておりません。以上です。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。はい、ガイドラインの共有はされていないと認識しました。こちらはこのガイドラインは、共有強制されるものではないのでこれ以上の追及は、控えておきますが、現在共有されているかをお伺いします。現在は、担当職員、保育士との間でこのガイドラインについて把握しているのか、共有されているのかお聞きします。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の再問にお答えします。 現在は、全保育士と共有しております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) はい、現在共有されているということで、一つ安心はしました。 最後、今後は、今回は未然に防止、事前に共有されていなかったとのことですが、今後、ガイドライン、今後もこども家庭庁等から、次へ、次へ発出されると思うんですが、今回の反省を生かして、未然に共有する体制はとっていくのでしょうか伺います。
議長	(福島 登 議長) 再々問やね。 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) はい、再々問。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の再問にお答えします。 大坪議員が言ったようにそのように取り組んでいきたいと 思います。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) はい、次に移る前に、ガイドラインにこうありました。 保育士、市町村ともにですが、双方のコミュニケーションを 密にしていくことが大事だと書いていましたんで、それを、念 頭において、今後の対応をお願いします。 2 つ目移ります。 防犯カメラを園内に設置するそうですが、その映像は誰が確 認できるのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の質問にお答えします。 管理は、基本町が行うこととなるかと思います。詳細につき ましては、プライバシー侵害にならないよう、管理する体制を 整える必要があろうかと思います。今後、運用規則を策定し適 切な運用を行いたいと考えております。以上です。

議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。 基本的には町が管理するということで、ただ誰が見えるかっていうことは返事をもらってなく、今後、どうするか決めていくということで認識をしております。が、希望としては、少なくとも問題があったときには、保護者も確認できるような、そんな体制にしていだきたいと思います。これは、答弁要ります。 再問として、もう一つ気になるところがあります。 防犯カメラの設置位置についてなんですが、どうしても、死角は出てくると思うんです、なんで、だからその解決策として、保護者にも、どこにカメラ設置する、どこが死角となりますよというのを共有するような体制をしていってほしいと思うんですがいかがでしょうか。
議長 住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。 (手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 質疑でも説明しておりますが、今使っている部屋、廊下、園庭のほうにできるだけ、死角のないような格好で一応、設置する予定ですが、もしそういうところでまた死角等がありましたら、そのときまた考えていきたいと思います。

議長	(福島 登 議長) 違うで、保護者の意見も聞いて、死角等あるときに、保護者の意見も聞くんですかということをお願いするんですよ。平たく言えば、設置する場所について、そういう質問です。 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) まず、図面等ができましたら保護者のほうにも説明したいと思います。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) こちらの質問もまだ固まっていない状況だと思いますので、それも、盛り込んだ上で決定をお願いします。 3 つ目に移ります。 こども家庭庁のガイドラインには、保育士の質の向上の手段として、子供人権人格を尊重する保育についての研修を行うことが重要であることが記載されております。今後保育士の研修を計画する考えはあるか伺います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の質問にお答えします。

務局長	現在、よりよい保育を行うための保育の運営方針を策定しているところですが、その中に保育士の研修についても盛り込んでおります。以上になります。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 再問します。 研修について計画されているということでしたが、それは外部の講師を交えてのものなのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の再問にお答えします。 幼保支援課が開催する幼児教育研修ですとか、教育センターが開催する保育に関する基本研修や専門研修、幼児教育アドバイザー等を通じて、巡回支援事業を実施する予定です。
議長	(福島 登 議長) 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) はい、外部の方を交えての研修が有効だと思いますのでよろしくお願いします。

	4つ目に移ります。 町内の多くの園児の保護者は、本事案の問題について部分的、もしくはうわさレベルの情報しか把握していない状況です。虐待の疑いがある保育士が子供の担当かもしれない。という声も一部の保護者から聞いております。保護者、保育士、役場、この3者間での不信感がこの3者のについて不信感が出ている現状をどのように改善していくのか伺います。
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の質問にお答えします。 まず、不信感が出ていることについてはすいません、申し訳ありません。今現在、第三者のご意見は頂いておりますが、結論づけるところにはまだ至っておりませんので、今後結論に至りましてから、その結果を踏まえて考えてまいりたいと思います。以上です。
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) 再問です。 まず、謝罪は私ではないので保護者にお願いします。 質問に移ります。再問ですが、その結果というのは何をもって結果なんでしょうか、伺います。

議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 大坪議員の質問にお答えします。 現在、意見書のほうを関係保護者のほうに送付しておりまして、そちらのほうは反証期間をとっておりますので、そちらの反証のほうの意見を頂いてから、こちらのほうも考えていきたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 再々問になります。 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 今の段階で何が結果かっていうのは、分かっていないようですので、その結果というの、どこに落としどころをつけるのかは保護者に早期にここが結果ですよというのは伝えていただきたいなと思います。 冒頭でも書かせていただいたんですけども、高知新聞、4月19日、通報が保護者以外の住民からあった。と記載されておりました。最後の質問は、うわさレベルでいろんな情報が飛び交ってますよという、ことを言ってますので、これに、これも一つのいろんな情報が飛び交っている内容であります。ただ高知新聞では通報が保護者以外の住民からあったと記載されておりますがこれが事実なのかどうかこれお答えできますで

議長	しょうか。 (福島 登 議長) 答弁に対する再問じゃないね。 いやそれをほんまに再問するんであれば答弁に対する再問をやらないかん。今のは答弁に対する再問ではないと思います。 (議員自席より、議長、3回やっちゃんやきにそれいかんで。との声あり) (大坪議員自席より、次移る。との声あり)
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) 再問としてちょっとずれたことを言ってしまってすみませんでした。 次、2つ目に移ります。その前に、まだ結果が出てない状況で、 (議員自席より、言えんやろ、3回やっちゃんやきに。との声あり)
議長	(福島 登 議長) もう3回やっちょるきに、もうその2つ目に移ってください

1 番議員	い。 1 番、大坪千倫君。 (大坪 千倫 議員) 次に、移ります。 株式会社ファンディングベースとの地域包括協定締結について伺います。 昨年の4月より、海の駅の東洋町の運営に株式会社ファンディングベースを指定管理者として、協定締結してから1年余りが経過しました。また、今年の4月26日付けで、同社と新たに地域包括協定を締結しました。 そのようなことを踏まえ、本質問では、現在の海の駅の経営状況、今回地域包括協定締結までに至った経緯や目的及び本協定書にて、連携事項として書かれている。6つの取組等について内容を聞いていきたいと思います。 質問に移ります。 海の駅の管理を同社に委託してから1年余りが経過しました。委託してからの取組内容や、同社に対しての町の評価を伺います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。
産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員のご質問にお答えします。 町長の行政報告にもありましたように、海の駅東洋町の令和5年度の売上げ額は2億3千万円余り、レジ通過者は約18万

	5千人で、順調な伸びとなっております。指定管理1年目としては、店舗での様々なイベントの実施、SNSやメディアの活用による情報発信の強化、スタッフの人材育成、高知県が推進している直販所交流事業などに取り組んで頂きました。 また評価ということでございますけども、民間の活力などを十分に生かした取組が、海の駅の売上額あるいは生産者の収入に直結していると考えております。 今後も民間力を駆使し、現場スタッフの方をはじめ、地域の生産者の方々と連携し情報発信や集客力などの向上及び海の駅東洋町の認知度を広めていただきたいと考えているところでございます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) はい、説明ありがとうございました。 ファンディングベース社に変わってから成果が出ていると認識しておりますので今後も、期待しております。 2つ目に移ります。 町民から海の駅の管理は委託しているのに、なぜいまだに備品の購入費等が町の負担で予算計上されているのかと質問を受けております。改めてこの件について説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。

産業建設課長	(大坪 靖幸 産業建設課長) 大坪議員のご質問にお答えします。 指定管理者であります株式会社ファンディングベースとは、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、海の駅東洋町の管理運営に関する基本協定を締結しているところでございます。 ご質問にあります備品の購入につきましては、この基本協定で、双方の協議により負担を決定すると定めております。 町の基本的な考え方としまして、長期間にわたり使用する備品分については、町の費用負担で購入更新することが望ましいと考えており、今後も備品の購入や設備の更新について、町の費用負担が生じるものがあるものと考えております。 1例となりますが、高知県立甲浦港海岸緑地公園の管理運営を本町が受託しておりますが、施設に必要な備品の購入や高額な修繕、これは10万円以上になりますけども、こういったものは高知県に相談の上、対応していただいているところでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 1番、大坪千倫君。
1番議員	(大坪 千倫 議員) はい、説明ありがとうございました。 次に移ります。3つ目、同社と地域包括協定を締結した経緯や目的、及びどのような効果が期待できるのか、説明をお願いします。

議長	(福島 登 議長) 奥村住民課長補佐。
住民課長補佐	(奥村 忍 住民課長補佐) 大坪議員のご質問にお答えをいたします。 契約締結の経緯としましては、昨年１１月に株式会社ファンディングベースより包括協定についてのご提案をいただきまして、その後、提携内容等を協議し、本年４月２６日に協定を締結いたしました。 また、目的は協定書に記載のあるとおり、相互の連携協力のもと、双方が有する人的物的資源を有効に活用して、移住定住の促進や産業振興を通じ、持続的な地域社会の構築を図ることを目的としているところでございます。 期待される効果につきましては、今後、この協定をもとに両者が提携し、全国で様々なまちづくり事業に取り組んでいる。株式会社ファンディングベースが持つ、特色やノウハウを生かすことで、地域課題の解決や地域資源の有効活用につなげていきたいと考えております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) １番、大坪千倫君。
１番議員	(大坪 千倫 議員) はい、説明ありがとうございました。 (４)については同僚議員の質問と重複する部分ありますので、削除とさせていただきます。

議長	(福島 登 議長) (4) 削除。はい。 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 最後の質問になります。5 番目です。 本協定書とは別に、本年度より、海の駅の東洋町の運営に加えて、白浜キャンプ場、自然休養村管理センターの運営、ふるさと納税事務の一部に関しても、当初に委託するとのことであります。この委託範囲を拡大したことについて質問します。 全国では、物価高による経営不振などを理由として、指定管理者が契約の解除や撤退をしている例が多く発生しているようです。 今回、本町が同社に対しての委託範囲を広げることで、効率性の向上や新たな町の可能性の創出が期待できると思いますが、それに反して、経営悪化のリスクも少なからず懸念はされます。 また、同社にかかる海の駅の施設使用料は、現在無料となっておりますが、令和 8 年の 4 月 1 日からは、各年度、下限額 120 万円を町に納める契約となっております。 以上のことを踏まえて、撤退リスクや、その未然防止に向けて、町はどのように取り組んでいくのか。もしくは、経営管理については、おおむね同社に委ねていく方針なのか、町の考えをお聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 大坪産業建設課長。

産業建設課長

(大坪 靖幸 産業建設課長)

大坪議員のご質問にお答えします。

株式会社ファンディングベースが管理しております施設は、海の駅東洋町のほか、白浜キャンプ場や自然休養村管理センターでございますが、この施設があるエリア内を観光の拠点と捉えますと管理が一体化され、利用者への利便性が高まるものと考えられます。

その一方で、施設管理の範囲の拡大は、議員が懸念されております指定管理者側の事業撤退は、海の駅などにおいても、そのリスクを抱えていると認識をしております。このようなリスクを軽減するためには、指定管理者との連携が、不可欠であると考えておりまして、毎月定例会を開き、取組事項や運営における課題点、経営状況など情報交換と意見交換をしてきているところであります。この定例会は今後も継続しまして、不測の事態に対しても速やかに対応できるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番、大坪千倫君の質問が終わりました。

(質問終了時間：16時00分)

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これで令和6年第2回東洋町議会定例会を閉会します。

皆様どうもお疲れさまでした。

これで議会放送を終了いたします。

(閉会時間：16時00分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 6 年 10 月 11 日

議 長 福島 登

署名議員 西岡尚宏

署名議員 田島毅三夫